

越後屋京本店の年中行事

三井越後屋京本店の年中行事を、京本店会所作成の「支配要集記」(宝暦一二年)と、賄方の「日用記」(寛政三年)から紹介する。「支配要集記」では、支配役の業務としての京本店全体の行事と奉公人の管理についてこれを知ることができ、また賄方「日用記」では、歳時のしつらいや四季の生活の変化に対する備などから、賄方の行事を通して奉公人の生活がより具体的な形で見えてくる。京都を代表する商家の一事例としてどのような年中行事が営まれたか、また奉公人の年間の生活サイクルがどのようなものであったかを知ることができよう。

京本店の年中行事の記されている史料は、ほかにも賄方「永代帳」(享保一二年)、書札方「稔間最用」(天保七年)、金方「日用覚」(嘉永二年)があり、そのほか店の日誌である「永書」(享保一三〇元治元)、「名代言送帳」(元文元〇明治二八)からも探し出すことが出来る。

また元禄一六年(一七〇三)に名代役の中西宗助が後学のために書いた「支配勤集」のなかに「支配月用集」という項目があり、店の責任者である支配役が管理すべき、月々の諸用事のさいの心得として四季おりおりの奉公人の生活管理や商売上の懸引などが書かれている。この「支配月用集」が年中行事の下地となっていると考えられる。

「支配要集記」の作成者は京本店会所である。会所は本店の中枢本部というべき役所で、通勤(宿持)手代であるところの重役手代たちが詰めていて、時には在京の主人(同苗)も出勤して店全体の管理運営に当たる場である。住込み手代の最高責任者である支配役も詰めていなければならない。「支配要集記」の冒頭には重役の元々・名代・後見から書かれた支配役の心得書が記されている。

体裁は、縦一五・五センチメートル、横二三・三センチメートル、厚さ七センチメートルの半横帳であり、七帖綴じ列

帖装である。全二五六丁のうち墨付部分は一四〇丁、白紙丁数は一一六丁分もある。余白数の多さは、必要に応じて用事を書き加えていくことを前提にしていたからであろう。明和七年時、文化一二年時の八郎右衛門名前交代のさいの貼紙や、天保一四年の貼紙による覚書が追加されており、代々の支配役の間で利用されたものである。

一方の賄方「日用記」も半横の列帳装で三帖綴じである。

縦一五センチメートル、横二三・三センチメートル、厚さ二・五センチメートル、全一〇一丁、内余白数は五〇丁分ある。「日用記」は寛政三年に支配役によって書かれ、文化六年に京本店支配役となった安田久右衛門が追加した記述や、明治初年の貼紙など、所々に加筆訂正や付箋、貼紙箇所がある。明治四年の貼紙を最後としているところから、この帳面が明治五年の呉服店分離まで折々の時代に改訂を加えながら利用されていたことがわかる。

会所の下には西陣方、絹加賀方、染物方などの仕入れや加工に当たる役所の他に、書札方や金方といった実務をおこなう部署があり、賄方もその一つである（店内略図を参照）。

賄方は小遣方ともいい、「天保四年正月役附」（本一〇八一）をみると、配置される手代は二名で、子供（丁稚）は配属されていない。責任者として支配役一名と、吟味役として組頭が一名付く。

賄方の仕事は、台所関係の下男や出入りの管理、日常生活や歳時のさいに必要な物品の購入、畳の取替えや蚊帳や煤払いの道具類の取揃え、行事のさいの小道具諸品等の調達、神社仏閣への寄付、そのほか江戸や大坂から上京した手代やお客様との接待などと細々としたものがある。子供および初元二年目までの小遣、仕着施を支給するの⁷も賄方の仕事である。蚊帳、食器類、屏風・掛軸、茶道具といった道具類を保管するための専用の土蔵がある。要するに店生活に必要な雑用一切を引き受ける部署であり、京本店の行事と密着した部署なのである。

越後屋本店の店名前人は三井八郎右衛門⁸である。「支配要集記」には、七月の中元と歳暮祝儀のさい、「お名前様」、「新町」、「立売」又は「六角」、「西洞院」と出てくるので、参考までに説明をしておく。

「支配要集記」の書かれた宝暦二二年時の八郎右衛門は、新町三井家第三代高弥である。新町家は京都新町通六角町の京両替店の奥にある。その後八郎右衛門名前は明和六年一月に中立売家（現伊皿子家）第三代高登に譲られ、高弥は八郎兵衛と名乗り、翌年一族の親分になってから西洞院へ移った。一族の親分ということで祝儀の対照となっている。

中立売家はもともと中立売通西洞院に居宅があったが、天明八年の京都大火後六角通東洞院に移ったことから六角家と

越後屋京本店の年中行事

越後屋京本店 店内略図 (文化元年)

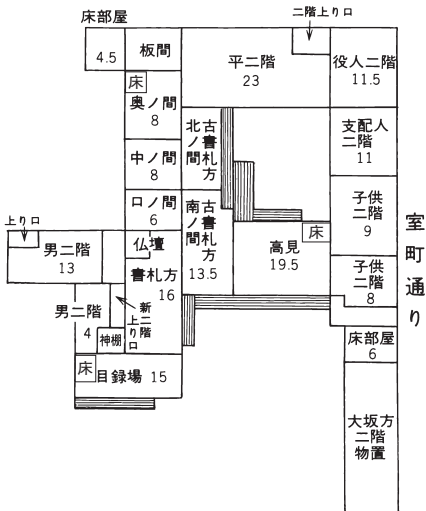
[典拠] 「京本店絵図」(三井文庫所蔵史料 本1261).

[註] 1. 数字は畳数.

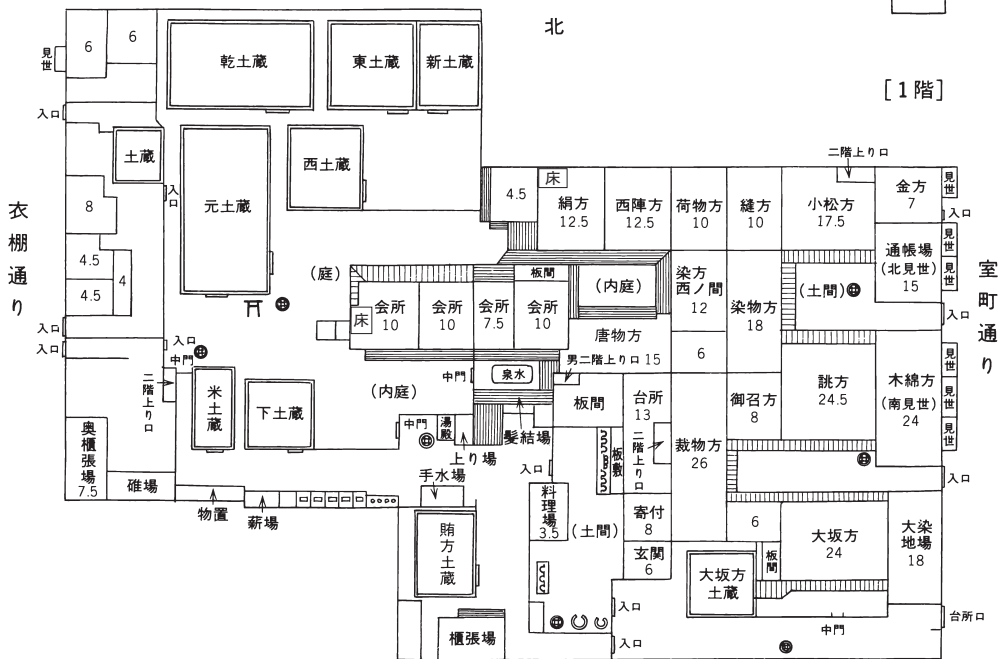
2. 室内の押入・棚・板敷, 敷石等は省略した.

3. ()内は「京本店大絵図」(三井文庫所蔵史料本1198甲)による補充.

北 [2階]



北 [1階]



注) 西坂靖「大店の奉公人の世界」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ』(東京大学出版会・1990年)掲載図面に加筆。

呼ばれるようになった。ほかに初代高利の末子で中立売家第
二代高勝が元八の名(元文五く明和三)で登場する。

北三井家は油小路通二条にある。総領家ということでは八郎
右衛門名前ではなくとも祝儀の対照になっている。安永三年
(一七七四)一〇月より寛政九年(一七九七)五月までの間、
三井一家の家産と営業組織が本店系統(北・新町・家原・
長井四家)と両替系統(現伊皿子・室町・南・小石川四家)
および松坂店(現松阪・永坂町・小野田三家)というように
三分割されていた時期(持ち分け)があり、その期間は北三
井家五代高清と六代高祐が八郎右衛門となっていた。「日用
記」の書かれた寛政三年(一七九二)の八郎右衛門は六代高
祐であり、文化一二年(一八一五)に新町家第五代高雅と交
代した。「支配要集記」の一番新しい貼紙は天保一四年であ
るが、この時代には、八郎右衛門は新町家第六代高満から北
家第八代高福に変わっており(天保八年)、そのまま明治
に至っている。

京本店の所在地は宝永元年(一七〇四)より室町通二条上
ル冷泉町西側であるが、順次に東は衣棚通暨大恩寺町まで敷
地を拡げている。店内の営業部署については「店内略図」を
参照されたい。

奉公人を文政三年(一八二〇)の「店々人数留」⁹⁾によって
みると左の通りである。

通勤名目役(元禄1、元方掛名代1、名代1、後見1、後
見格1)

住込名目役(支配4、組頭4、役頭6、役頭格1、上座7、
上座格1)

平手代 (筆頭5、相談役4、平24、初元三年目4、同

二年目8、新初元7)

子供 (角前髪8、丸額28)

このほかに下男¹⁰⁾が二二人いる。

元禄期より決まりごととなった店行事のいくつかは時代と
ともに変化し、「支配要集記」に至って定着した。しかし
「日用記」ほか史料にある行事で「支配要集記」には書かれ
ていないものもある。それらを補いつつ、次に正月より一
月までの奉公人生活と関わる主な行事をあげてみる。△印は
書札方「稔間最用」「日用記」「永書」「名代言送帳」等より、
*印は享保一一年の賄方「永代帳」より拾ったものである。

正月

一日 朝屠蘇酒 大富久茶(梅干入)

二日 年始の祝詞、雑煮祝、諸社代参、諸所年礼

三日 三カ日夕節 餚 煮物 焼物

四日 未明より葺明け、店卸し *昼餅をほこらかしたものを、
夕飯見合料理

六日 夕、福引 *毎月六日、十三日精進日に付二菜
(但一品はおひたし)

七日 休日 *朝粥、夕飯見合料理

九日 元ノ役椀飯振舞(上座役以上)

一〇日 元ノ役椀飯振舞(組頭以上および元ノ家督)

十一日 北家椀飯振舞(組頭以上および元ノ家督)

一二日 影待ち *浄瑠璃語り三名、

一三日 休日 *朝小豆粥、夕見合料理

一六日 新町家椀飯振舞(組頭以上および元ノ家督)

一八日 夕、六角家・新町家へ蛭子・大黒神お迎え

一九日 蛭子講

役替人事

二四日 初寄合

初元平、新上座役へ年褒美仰渡し

役所替の盃事

二五日 裁物方、角前髪へ年褒美仰渡し 休夜

△天神講

二六日 月並初寄合

小役附寄合

二八日 諸役所入替

成願寺千巻陀羅尼修行(組頭以下)

二月

諸社代参(毎月付、以下略す)

二日 夕、茶飯、灸治初め *奈良茶飯 豆腐汁

四日 夕、内寄合

六日 夕、月並惣寄合

△初午 皆勤褒美者稻荷参詣 *夕小豆飯 汁見合 からしあえ

一六日 夕、月並寄合

(以下毎月の各寄合日同じに付略す)

二五日 成願寺講

二月中に子供請判を取ること

三月

三日 節句休日 *朝夕餚 煮物 焼物、桃花酒

蛭子講にて暇仰付の者の引越し盃

四月

中旬 花見休息(三日間のうち)

一〇日頃 中休みの者へ出立申付

隔年伊勢太々神楽執行

申の日 蚊帳釣り初め

入梅前 商品虫干し *正気散支給

五月

(四日の内寄合なし)

五日 節句休日 *朝夕三月節句の通り、料理見合

一三日 影待

一五日 今宮神事にて上之店へ招待

二五日 成願寺講

*当月梅干煮梅拵え

六月

二日 店煤払い
三日

五日 月並惣寄合（六日は祇園会前夜二付）

七日 祇園会 半日休 *昼素麺 夕見合料理

河原夕涼み見物（酒、料理）

一四日 祇園会休日 *朝夕見合料理

*土用入 豆餅

土用前灸治張紙出させること

土用中保養物支給 *正気散支給

七月

六日 夕、月並惣寄合なし（初荷につき）

七日 七夕祝 *昼素麺、夕節句の通り、一汁二菜

八日 子供元服相談

一四日 子供仕着施申渡し *精霊会

盆前 台所下男・出入りへ祝儀

中元祝儀

一五日 中元休日

一六日 } *朝夕節句の通り

一七日 蔵明け、店卸し 休夜 *見合料理

一八日 御霊神事（御出祭） 休日 *見合料理

二四日 初寄合 役所替えの盃

二五日 休夜

二六日 夕、小役附寄合

月並寄合

二八日 諸役所入替え

八月

△一日 八朔祝

二日 夕、茶飯 灸治 *茶飯 豆腐汁

△中休仕度

一五日 月見の休夜 *芋煮

一八日 御霊神事 休日 *朝夕繪煮物焼物

二五日 休夜

此月の内子供請取ること

九月

九日 節句 休日 *朝夕三月節句の通り

一一日 影待 浄瑠璃語呼寄せ

一三日 月見の休夜 *全員へ大豆

△潰松茸江戸店々へ送る

二五日 成願寺講 休夜

一〇月

一三日 十夜法要

一九日 蛭子講

△家内火鉢用意

(二三日 両替店蛭子講に招待を受ける)

二五日 成願寺会式講 休夜

十一月

八日 夕、稲荷火焼(料理) 休夜 *焼物見合汁
但休夜なし

夕、紅店火焼、組頭以下夜食に遣わす

この頃より顔見世芝居見物(料理) 交代で

九日 荒神火焼(料理なし)

*中旬味噌仕込

寒中河原非人施行

一八日 夕、御霊火焼(料理) 休夜 *夕見合料理

二五日 休夜

寒前灸治

寒中保養物支給

十二月

(六日の月並惣寄合忙中につきなし)

二一日頃 子供元服の相談

二二日 もちつき *朝嘗の通り、夕前載餅、菜の物見合料理

二四、二五日頃 台所下男へ年暮の祝儀

二五日 休夜

△節分 *朝嘗の通、夕繪 焼物鱧、夜分蛤吸物

大晦日 諸方年頭状書判致すこと

子供仕着施申渡

歳暮祝儀

店仕廻い、家内残らず掃き掃除

以上の中から京本店の祝祭日や奉公人の慰労日を抜き出す
と次のようになる。

正月休日 三ヶ日、一五日

節句休日 一月七日、三月三日、五月五日、九月九日

中元休日 七月一五日、一六日

祝日 七夕、八朔

神事・祭礼 影待ち、蛭子講、祇園会、御霊神事

休息 花見、涼み、顔見世、

休夜 正月・七月〜二月の二五日、月見、火焼

休日の店の体制は内番と出番に分れ、内番に当たった者は未明より玄関を整えて来客に備えた。賄方の管理下にある子供(角前髪)が内番をするさいは手当が出る事が「日用記」によって判る。出番に当ると朝食後に小遣を貰って外出できた。夕飯には内祝の料理が出される。本店の食事は、通常朝夕一汁一菜と定められているので、ハレの日の食事は奉公人にとっても楽しみであったと思われる。

公休日と祭礼の日は、絹加賀方・西陣方(朴方)⁽¹²⁾、会所、

二階の三カ所の床の間に各々決められた掛物が飾られる。

以下行事の補足説明をしておこう。

〔諸社代参〕

元禄八年の「家内式法帳」は毎月朔日に吉田神社代参と正月・五月・九月に愛宕山神社百味料、北野天満宮へ祈禱料を渡すことを義務付けているが、八年後の「支配勤集」では、大雲院、盧山寺が増えている。享保期には、諸社代参の諸社を吉田、北野、磐座皇、祇園、御霊、荒神、稲荷、盧山寺の八社とした。

三井ではこの他に、菩提寺である真如堂、出身地といわれる近江の佐々木社をはじめ、鞍馬寺、高野山その他の寺社へ宗旨に関りなく祈禱代参をし、お札をまとめて正月、五月、九月の月末に江戸、大坂へ送っている。代参に当たった者にとっては業務から解放される楽しみがあったと思われる。

〔店卸し〕

決算期が正月と盆の二期であったことから、正月四日、七月一七日は未明から蔵明け店卸しが行われ、三井家の主人達も出勤することになっている。正月は昼には餅、夕飯は見合料理で祝う。七月一七日の店卸しの夕飯も同様である。元禄八年の「家内式法帳」によると三日に店卸しが行われていたようであるが、「先矩之格式ニ違候様ニ相見得」と守られなかったようで、その後の元禄一六年の「支配勤集」では四日

になっている。

〔寄合〕

寄合は毎月定期的に行なわれるが、正月は二四日、盆明けの寄合は七月二四日を以て初寄合とする。通常は内寄合が四日、月番の元々以下上座役まで出席する。六日の月並惣寄合は三井家主人達（同苗）が列座する。本店一卷の上之店、勘定庭、紅店も合同である。享保期では内寄合は月並惣寄合の後に二回行なわれていた。

一六日の月並寄合は大元方の寄合である。三井家主人達および京都の営業店舗、本店系統ばかりでなく、両替店系統の元方懸り役の重役が寄り合うが、場所は同苗の家で行なわれる。このとき月番支配役、組頭も一名ずつ同席する。

正月二四日の初寄合というのは、本店内で開かれる月並惣寄合のことである。初元以上の手代に年褒美が支給される日でもある。七月の初寄合では役所替えが行われ盃事となる。

正月二六日と七月二六日催される小役附寄合は、平手代全体の役付をする寄合である。

寄合はこの外にも組頭や、初元、子供の格寄合があるが支配役の勤めでないためか省かれている。

〔蛭子講〕

「支配要集記」のなかで、もつとも紙数を割いているのは正月と一〇月の蛭子講（恵比寿（須）講、夷講、戎講とも）

である。京本店の蛭子講は、正月、一〇月とも一九日に行われ、前日の夕刻に六角三井家（中立売家、現在伊皿子家）の惠比須神と新町三井家の大黒天を迎えに行くところからはじまり、二〇日の朝懸鯛を添え両家に送りに行つて終わる。

蛭子・大黒には、二俣大根が備えられた。二階の目録方の床の間に祭られたかと思われる。また絹加賀方の床の間には大黒天が飾られ、福祿寿・蛭子・大黒の三幅対の絵と、御造酒、洗米、蜜柑、金灯籠が備えられた。また会所の床の間には高房（北三井家第三代）の筆になる蛭子・大黒二幅対の絵と、右と同じ品々に三俣灯明が備えられた。一九日当日は木嶋神社神職神服氏の御浄があり、三井家の主人達や宿持手代、退役手代の他、医師や町内関係、裁物方、両替店筋まで数十名が招待された。全員男性客である。病気で宿下がりしている者にも来て祝うようにと手紙が行く。客を朝夕に分けて酒と料理(1)が振る舞われる。儉約時の享保一六年の「内慎建」(2)では恵美須講の料理は一汁二菜、外かき鱈とあるが、それ以前は「かき鱈共一汁三菜、酒三献、吸物、取肴二可限事」となつていた。

一〇月の蛭子講の夕飯には上之店、勘定場、紅店、北家・新町家の若い者たちが招待される。ちなみに京勘定場は二二日、両替店の蛭子講は二三日と決まっており、やはり一〇月の蛭子講のさいには本店も招かれる。一般には蛭子講は二〇

日に行われるところが多いが、このように営業店舗がいくつもある三井のような大店では、招客の重ならないよう、日程が配慮されていたのであろう。

元禄八年に三井八郎右衛門および源右衛門の名で出された「家内式法帳」には蛭子講について、「正月十月夷講と申は、諸商人不奢して其身之勤を第一二仕、正直仕候ため之掟也、夷と申者天照大神之御弟二而候へとも、人々拝申通二釣をたれ身の奢もなく勤めを第一二被成候、其体を躰し申候、其恩徳の忝を祭申事二候、然は第一儉約を本としたるは夷之御心二叶申事二て候、むさと奢かましき事は夷ノ御嫌二而候、自今以後両度之夷講ニ御夷ニ銀壹枚ツ、御散錢上ケ申候、則此銀子壹枚ニ而御三木を調、料理は一汁三菜、則相定候通之献立ニ而客来もてなし、家内手代・子供・下男迄其日は機嫌よく右銀壹枚ニ而昼夜とも二遊可申候、其上ニ銀子壹分ニ而も入まし候へは奢之さたニ而夷之御心ニ違申候間、左様相心得可申候、夜ニ入候ハ、御三木を戴、家内ともニ商之道夷之前ニ而誓仕候様ニ心得、神すゝしめ之小歌ニ而もうたい、夜ハ四つ限りニ仕廻申様ニ、弥其次日ハ未明より起き可申事」と、意義と過ごし方が記されている。

〔役替〕 正月の蛭子講のさいには、手代の役替すなわち人事異動が行われる。本店主人八郎右衛門から仰渡しをもって正式に決定され、「役替銘々屏風俗衣取替、十九日より相改可

申」(日用記)という慣習がある。屏風は大部屋のため個室のような間仕切りのためのものであろうか。役替ならず暇を申し渡された者は三月をもって店から出る事となっていた。正月の蛭子講は奉公人にとつても節目の行事であった。

また、一〇月の蛭子講は、火鉢の用意をする目安の日となっていた。

〔影待〕

正月一三日、五月一三日、九月一日と年三回行われる。早朝徳蔵院の僧一〇人によつて、千編心経が執行される。享保期の正月の影待ちのさいは浄瑠璃語りを呼んでいたが、宝暦期には正月と五月は客を呼ばず内祝いとし、音曲は止め、九月の影待のみ浄瑠璃語りを呼んでいる。

〔神事〕

七月一八日と八月一八日は御霊社の神事で店は休業となる。祭に呼ぶ客は江戸・大坂本店、上ノ店、勘定場の支配人、裁師や重役手代、神服氏など三〇〜四〇人位が集る。神事の日には蛭子講と同じにかき繪に一汁三菜、酒三献、吸物、取肴が出た。

〔成願寺講〕

成願寺は創業期の元三井両替店の支配役であった人物が仏門に入って北野天満宮の七寺院の一つを興したもので、一時荒廃していたが、三井家の家祖高利の遺命により、子息達の

援助で再興され、日蓮宗となった。山号は高利の院号松樹院にちなんで松樹山としたという(詳細は三友新聞社、一九九五年発行の鬼沢正『三井の縁故社寺』を参照されたい)。一月二八日の千卷陀羅尼、二月・五月・九月・一〇月二五日の講の日には京本店から役付手代数名が参詣に赴くが、創業者高利との縁によるものである。

その他の各月の行事は左の通りである。

正月

三カ日は「支配勤集」に「三ヶ日之内手代・子供二至迄、宿元請人礼等為仕舞可申事、手前二ハ敷入と申義前々より法度二而候」とあり、奉公人が親元に帰ることはできなかった。賄方「永代帳」によると元朝には屠蘇酒、大富久茶梅干入を服すとある。三カ日の夕食は鱈、煮物、焼物のお節料理だが、「何二而も下直成肴」を見計らつて出された。朝から風呂にも入れたようである。

〔福引〕

六日は新年の挨拶客が持参する年玉物を集めて夕方から福引が行われるが、福引の前に鞍馬や愛宕社代参役と神事役が籤によつて決められ、その後福引となる。

二月

〔初午〕

初午の日には大丸勤、丸勤(16)という成績を上げた皆勤者に対し褒美が出され、伏見稲荷への参詣を許された。享保一年の賄方「永代帳」では夕飯には小豆飯に汁、芥子和えを出すことになっている。

三月

〔節句〕

享保一年の賄方「永代帳」によると、三月三日の上巳の節句には朝飯、夕飯とも鱈・煮物・焼物に、桃花酒が出される。五月五日（端午）、七月七日（七夕）、九月九日（重陽）

も、夕飯は三月の節句同様とあり、また中元休日なども節句同様とあって、休日料理の基準となっているようである。

四月

〔花見休息〕

花見は夏物の下し方工面宜ければという条件が整って三日間の花見休息が実際に与えられたときの例がある。天明六年四月に書かれた「掟書」（三井文庫所蔵史料 続二六八三、四）に、「夏物の下し方工面宜有之候ニ付、為休息十日、十一日、十二日、三日之間花見ニ差遣申候、尤円山正河弥ニ於て料理申附候間、銘々日割之通可被參候、且朝飯後より罷出、夜四ツ限に急度惣中相揃ひ帰店可有之候」とある。天明六年（一七八六）四月一〇日は現在の暦に直すと、五月七日である。时期的に花見には遅いわけであるが、花見の名目

で三日間の休息が与えられたことであろう。京本店にとつては実際の花見時期が夏物衣料の仕入れ、発送で一番忙しい時期であったことと思われる。そしてまた、花見休暇は毎年大酒でしくじったり、門限破りが出たりと、きつく取り締まる必要(18)があつたと思われる。実さいの花見とは事なり円山など遊興地に行くため、子供には替りに小遣があてがわれた。

〔伊勢太々神楽〕

家内・店々安全、商売繁盛を祈願するための太々神楽は、太神楽と隔年に奏行される。「支配要集記」の書かれた宝暦一二年（一七六二）の太々神楽は四月となっているが、五月の時もあれば、十一月、十二月になる時もある。参詣人は本店からは組頭格以上の役付き手代が三、四名、大坂本店や京上之店などから支配役など代参人が本店に集合して出掛ける。出発のさいは夕食後、吸物、取肴等で盃事をした。

六月

〔煤払い〕

煤払いは享保二〇年では五月二二日の夕方から二三日にかけて行われていたが、元文期より六月二日と三日の両日に定着した。煤払いは前もって隣家や店の接している室町通と衣棚通の家々に知らせておく。出入りと日雇いを労働力とした。

〔祇園会〕

七日の祇園会は暖簾を掛けたままとし、昼より休みとなる。一四日は休日のため子供も外出できる。

御輿を待つ町衆のために、室町通りに面している木綿方の見世を開いて屏風を飾った。また山鉾見物の場所を借りて、江戸からの客や田舎出の子供にも見物させることもあった（「永書」本一二五による）。

〔涼み〕

七日の祇園会後から数日間、交代で涼休息を与えられる。酒は持参するが、料理は鍵屋で一人二匁ずつ、後年には二匁八分、さらに三匁と食事代をあてがわれた。涼みのさいも初元、子供には替りとして小遣が渡される。

〔土用〕

賄方「永代帳」によると、土用入の日は小豆、にんにく、茶粉の三種を水で吞ませ、豆もちを食べる。また土用中は五日程水取の餅を夕飯前に出した。

ほかには暑さ負けせぬように冷し汁と鰹汁や鯨汁を一、二回、鰻の焼物、その外茶飯など見計らって出された。また極暑ということ、保養に正気散を大釜で煎じて支給した。

七月

〔七夕〕

五節句の一つであるが、玄関は整えるものの休日とはせず、店にきた三井家の主人達とともに、他の節句と同じ料理で内

祝をする。

〔中元〕

一五、一六日は中元休日で、諸事正月三カ日と同じく、手代・子供は親元、請人に礼に赴くが、店には戻らねばならない。朝夕の料理は節句と同じにする。

九月

九月中旬には「日用記」に見られるように、漬松茸が江戸の呉服三店舗（本店、向店、芝口店）用に作られる。享保一年の賄方「永代帳」によると、江戸本店に二〇〇本、綿店（向店）に五〇本、一丁目店（芝口店）には五〇本の漬松茸が江戸店のそれぞれ蛭子講に間に合うように船で送られるのである。

一〇月

〔十夜法要〕

一二日より一五日の間三井家の菩提寺である真如堂において十夜の法要が営まれ、京都の本店グループ（本店、上之店、勘定場、紅店）と両替店のグループ（両替店糸店、間之町店）から、戒名書として数人ずつが交代派遣される。

十一月

〔火焼〕

八日の稲荷御火焼では、享保期には全員に焼物と汁が振舞われたが、夜の休みはなかった。宝暦期では休夜となってい

る。同日の夕方紅店での御火焼の夜食に組頭以下が招かれた。一八日夕方は御霊社の御火焼があり、全員に夕食に料理一種が出された。

〔顔見世〕

一月六日には子供にいたるまで全員に顔見世、すなわち芝居見物が仰せ渡される。全員が一度に出掛けるのではなく、数日にわたって交代で出掛けるのである。芝居茶屋一文字屋源兵衛（一源）方の酒、料理（切めし、吸物、取肴）が用意されることから、楽しみの一つであったことは間違いない。

一二月

〔もちつき〕

寛保二年の餅搗きにさいしては出入り、臨時雇い合わせて九人、米踏みが外に二人が雇われている。

- (1) 賄方「永代帳」(三井文庫所蔵史料 本一五五二)。
- (2) 三井文庫所蔵史料 本一〇二四。
- (3) 同 右 別六八。
- (4) 同 右 本一二三(本一三八)。
- (5) 同 右 別一七五四(別一七八二)。本号掲載の西坂論文「京本店元々市川忠三郎奉公履歴」の史料を参照されたい。
- (6) 『三井事業史』資料篇一所収。江戸、大阪において

も「支配勤集下書」(江戸は享保末年、大坂は元禄六年のもの)が残っていて、基本的には同一内容である。ただ三都の越後屋は仕入れ店と販売店という違い、さらに京、江戸、大坂それぞれの地域による内容の差が見られ、「支配月用集」も当然異なるところがある。また京、大坂の「支配月用集」は一ヶ月ごとにまとめて用事が記述されているが、江戸はより詳しく、各月の日にちごとに用事が書かれている(「江戸支配勤集下書」『三井事業史』本篇一には享保期の江戸の奉公人の生活と年中行事が要約されている)。

- (7) 西坂靖「越後屋京本店手代の小遣・年褒美・割銀について」(『三井文庫論叢』第三〇号、一九九六年) 五四ページ〜五六ページ参照。
- (8) 越後屋代々の八郎右衛門は次ページ表の通である。
- (9) 三井文庫所蔵史料 本一〇九五。
- (10) 二〇名を越す下男には、寛政三年十二月では男頭

- (1) 男脇 (1)、上番 (4)、櫃張庭上役 (1)、櫃張庭下役 (1)、屈番 (1)、追回し (10)、葉番 (1)、飯番 (2)、奥櫃張庭 (1) という役割りがある「内覚」(三井文庫所蔵史料 本一四三五)。
- (11) 西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三井文庫論叢』第二五号) 参照。

表 越後屋八郎右衛門歴代

| 番号 | 名 前 (備 考) | 襲名年月日 |
|----|------------------|------------------------------------|
| ① | 高平(北家2代, 高利長男) | 寛文9(1669) ~ |
| ② | 高富(伊皿子家初代, 高利二男) | 貞享4(1687) ~宝永6(1709).5.5(没) |
| ③ | 高治(新町家初代, 高利三男) | 宝永7(1710).10.25~ |
| ④ | 高房(北家3代, ①長男) | 享保元(1716).8.21~ |
| ⑤ | 高方(新町家2代, ③長男) | 享保19(1734).3.15~寛保元(1741).9.20(没) |
| ⑥ | 高美(北家4代, ④長男) | 寛保元(1741).10.26~延享4.9 |
| ⑦ | 高弥(新町家3代, ④三男) | 延享4(1747).11.12~ |
| ⑧ | 高登(伊皿子家3代) | 明和6(1769).11.15~ |
| ⑨ | 高清(北家5代, ⑥二男) | 安永3(1774).10.21~ |
| ⑩ | 高祐(北家6代, ⑨長男) | 安永7(1778).11.18~ |
| ⑪ | 高雅(新町家5代, ⑦男) | 文化12(1815).10.1~文政12(1829).10.1(没) |
| ⑫ | 高満(新町家6代, ⑩二男) | 文政12(1829).12.25~ |
| ⑬ | 高福(北家8代) | 天保8(1837).8.25~明治11(1878).11 |

注) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』別巻より

(12) 加賀物をト、羽二重を木という符帳を組み合わせて「朴」とし、両方扱う絹加賀方を朴方としたようである。(『三井文庫論叢』第三六号「京都・大坂越後屋勤仕者等談話要領」)。

(13) 『三井事業史』資料篇一所収。

(14) 享和三年(一八〇三)「年中式日心得書」(三井文庫所蔵史料 本一〇七一―一五)では支配人から上座までに吸物膳さわ栗、向ぬたくき、引盃付、平筆頭より初元までは日光膳、向右同断と記されている。

(15) 三井文庫所蔵史料 本二六七―四。

(16) 勤務中の一時休みや欠勤を朱星、黒星とし、半期の内休みも欠勤もなしを「大丸勤」、二時までを「丸勤」、三時までを「丸勤同然」とした(西坂靖「越後屋京本店手代の勤務成績管理と勤務状況について」『三井文庫論叢』第三二号参照)。

(17) 「支配勤集」の「支配月用集」では三月の項に、また「江戸支配勤集」の「支配月用集」では、花見は三月中旬の所に記載されている。

(18) 西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三井文庫論叢』第二五号 一九九一年)参照。

(樋口知子)

凡例

- 一 正月から一二月までの貼見出しは省略した。
 - 一 付箋、貼紙個所は「」で示し、文面は適当な位置に「」で括り、右肩に（付箋、貼紙）と注記した。付箋の重なる部分は、古いもの順に番号を付けた。
 - 一、朱書は「」でくくり、（朱書）と注記した。
 - 一、抹消個所のうち墨で消された文字には左傍に、を、朱で消された文字には同じく、を、貼紙によって消された文字は右肩に（貼紙消）と記し「」に括った。
 - 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
 - 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者（は）、江、与、而は漢字のまま小さくして用いた。ノは原文のとおりとした。
 - 一、読みやすくするため、適宜読点を加えた。
 - 一、符牒はできるだけ行間に実数を付したが、紙幅の都合で省略した個所もある。使用されている符牒は左の通り。
- （一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千 貫 匁 分）
イセ マツ サカ エ チ ウ シ 舟 仙 づゝ 入
曾野 見江 佐留 所於 戒敬

支配要集記

一 夫支配役者主命を請て昼夜店一円に内外を預り居候事二候得者、等閑に不存候儀ハ勿論之事二候、第一世間より店之批判請不申様心氣を配り、内ニは窓中棟梁たる儀を不怠、専能身を備へ心を正敷、仁愛を以家法を糺し、家内一統無恙相動させ候様懸引勤勞之役儀也

一同役無別心相勤候時者、以下勿論之習ひ也、凡其家々之風儀あり、古実を不承候而只其時之宜敷ニ随ひ候様ニ万事を仕向ケ候而者前後不都合成義出来申事二候、渺之事ニても年を経候得者、物事取失ひ候様可相成義を常々考可申事二候、諸事相談之席ニ望、座形り宜様に心得違、表向者同心之色を顕し候而、内心ニハ成合之了簡杯ニ而事を濟せ候事ハ役儀之冥加を不存、不実不忠と可相心得候、又商用并諸相談共品ニより仮令其席ニてハ及争論候而成共、万端工面宜様ニ無底意実氣を以遂示談候事ハ、誠ニ一致和熟と可云也、只日用之勤方相互ニ申合せ、身持家風に不背一樣ニ心得候へは、以下猶更其教を学ひ申事也、然者上下に不限一分ニ我意之風義を立候者者非一致ニ候故可嫌事と可心得、

又前後ニ思慮を廻し候而者物事ニ付少々鈍く相見得候ものニても、家法を守り衆とひとしき風儀之者ハ、外ニ無妨事を可存候、是等一致之可為肝要歟

一 往昔元禄年中之建方、扱享保年中新建以後、段々伝承之上當時迄皆々無相違勤来り候得とも、次第二内外臨時之諸用繁く成来り候事故、猶此末とも益違乱無之候之様、日用之業作、年中之行事失念滞り為無之相記置所也、然者此帳面を以毎朝用談ニおよひ可申事、猶亦年増用向可相嵩候へ者其品々時々書加へ、永代不易之可為要集事

但

江戸、大坂商之懸引、扱又買方仕入方都而商用之事者元々、名代、後見日々及示談、惣懸りニて相勤ル事ニ候、尔し何れ一品も支配之見聞に逃れ候事ハ無之候、然者渡世肝心之事故聊も手抜無之候、仍而此帳面ニ不
及記ニ、依之相除所也

大元

福田久左衛門

元方懸名代

赤尾六郎兵衛

名代

国松清兵衛

後見

川島利右衛門

同

向崎吉郎兵衛

(余白二丁分)

(貼紙)

(貼紙)

宝曆拾貳年
午九月

同

浅井文右衛門

支配

中川三郎兵衛

同

橋井利兵衛

支配

松下善五郎

同

松本六右衛門

覚

一 当秋より支配人算用帳相当り候節左之通相定

候事

一 帳面一々番を打可申事

一 両替与得引合せ印形可致事

一 当節より金銀貸先々印形取可申ニ付、相改候

上当り可申事

右之通相心得可申事

天保十四年

卯秋

日用并臨時

一 早朝神拜可仕事、尤諸宗之無隔店安全之祈可為信心事

一 朝飯後同役相揃候而会所へ寄会、其日之商用并諸用相談之

上夫々可申渡候

一 諸役所之工面并病人等之善悪、諸方付届ケ、又ハ吉凶送り

もの等、其外日々之用向相談相極、其内ニ者元名代立会

之節可申談事、又ハ月番名代迄申達候事共夫々示談可申事

一 右相談相済候ハ、其席より筆者呼寄せ本月番本状認懸り可

申事、尤会所定座席を不去下書認可申候

一 内月番家内之工面并諸方吉凶送り物等夫々可申渡事

一 非番支配人ハ其席より直ニ諸役所一遍見廻り、不見不聞と

して其人之行作役所之備方等致見分候得者、自然と行儀正

敷役所備方宜候得者、日用工面宜敷候事

一 役所見廻り相済候ハ、夫より表二階、新二階一遍通り見

廻り、病人等有之候ハ、善悪聞届遣し可申事、左候得者又

寝昼寝等も自然と無敷養生方宜敷候、其上二階自墮落ニ無

之故、万事利届宜敷候事

一 会所へ随分相話居可申事常式、兩人宛無怠慢居り罷在候様

可心得事

一 昼夜共如何様之用向有之罷出候共、兩人宛ハ店ニ相残り居

可申儀と可心得候、老人計残り候而者表向急用事ニ付罷出

候儀難成儀を可致思慮事

一 休日者、外人、外二組頭者人ニ而相濟来り候、是者夜分二成

支配、組頭之内段々帰宅申二付、古来より如斯也、其意を可考事、万一支配人者罷在候時、店用又者表立候用向出来候共組頭を差出し、是非共支配役者人者店在番可申事

一 何方より二ても三井八郎右衛門店手代中とノ手紙二ても参候ハ、披見之上夫々役筋之者致差函、応答可致事

一 江戸、大坂御督意様方添状御持参店表へ御出候ハ、内月番罷出御挨拶可致候

但御酒二ても差出し候筋ハ、外二相応之者一兩人差出

シ友々饗応可申候

一 三井八郎右衛門様と認来候手紙ニ而、先キ様覚無之御名前二候ハ、不致披見疾と内ニ而逐吟味、若キ者二ても相添御宅又ハ兩替店へ送り遣し可申候

一 店表へ支配人ニ面談致し度旨ニ而訳筋難知候初而入来之仁有之候共、むさと罷出申間鋪、事に馴候組頭、役頭之内差出し、用向之筋聞届させ可申事

一 病人在之初而相招候御医師へハ、最初ニ支配人罷出慰懃ニ及挨拶、下し場役人引合置可申候、扱又御大医衆相招候ハ、御出致每鳥渡罷出尊敬可申事

一 御触状、留帳持出候ハ、早速致披見、品ニより台所へ張紙可差出事ハ直ニ可申付候

一 元方并御宅々より吉凶為知之廻文参候ハ、早速宿持へ可

申聞候

但窓家中へ廻文差出候筋儀割合等前格相談之上兩替店

へも懸ケ合可申事、尤兩替店江返答ニ不相成様此方よ

り聞合候様、手早く取計可申事

一 若火事之筋方角に随ひ見廻之人差出し可申事

但内月番之役儀ニ候得共、若他出候ハ、内役之もの者人

ニて聞届可申候、無左候而ハ大勢罷出、其上何れへ誰

参候哉難相知候、扱又店へ風置あしきか、又ハ余り程

遠くも無之様ニ存候ハ、老人も差出し申間敷事

一 昼夜ニ不限同役之内致他出、先方ニ居候而若火事と聞付候

ハ、店方角ニ無之候とも早々帰宅可申事、是は銘々自分

之身上持居申者之心也、然者店を預り居候可為心得事

一 京出生之手代、江戸、大坂より中登宿許へ参候ハ、翌日

生肴兩種着為祝儀差送り可申事

但近在近国之者親元へ引越候節、塩肴又者干肴二ても供

之者へ相添可遣事

一 手代子供病氣ニ而宿元へ養生ニ差遣置候ハ、為見舞生肴

一度差送可申事、尤菓方役人折々見廻ニ遣し、様子承届可

申事

(余白一二半)

正月

一元日 未明より惣様互二年始之祝詞申述、直ニ雜煮祝ひ可申候

一即刻下シ場真中へ三宝飴り、東向ニ居置、内役支配人より上座迄縫方ニ南西向列を建、礼を請可申事

一但熨斗昆布主中様方へハ支配人座立候而差出し可申候、

惣札者へ者役頭、上座之内

一諸社代參

但帰宅相改可申候

一主中様方年礼御出被遊候ハ、内ニ居合候役人之分不殘年始嘉儀可申上候、扱又八郎右衛門様御出被遊候ハ、惣様不殘嘉儀可申上候、御退出之節者支配人例之通玄閑迄送り罷出可申事

一早天玄閑番出し候哉、内番役人より見届可申候

麻上下也

但町衆御出之節者前ノむしろへをり候而手をつき、忝由

ヲ可申述事

一八郎右衛門様当町并裏町年礼御勤被遊候事

一支配筆頭耆人町中并年礼可相勤事

但手札

越後屋八郎右衛門店
何兵衛

一当町ニ抱屋敷有之候而他町ニ住居候町衆へは、支配筆頭年礼ニ相廻り可申事

但手札 越後屋八郎右衛門代

一出入商人職人より年玉持參候分直々ニ内番所へ指出し、一覽之上絹(加遣)かか方違棚へ積置可申事

但夜ニ入候而礼帳二年玉物引合半箇ニ封を付、絹方役人へ相渡可申候

并家内にて一品も散乱不申様玄閑番へ疾と可申付置事

一内番役人昼飯ハ唐物方ニ而支度可致事

但宿持、当役、退役手代年礼之序ニ致昼飯候ハ、其席

にて何れも一樣ニ可申付候、尤銘々年礼之上面勝手ニ

而給事に候得は、支配人より挨拶可致候得共、饗応ニ

はおよひ不申候

一二日 礼式請方諸事元日之通也

一三日 礼式請方諸事前日之通

一玄閑番朝より昼迄相勤候者を兩人、東西之代礼可申付事

但祝儀包銀、初穂銀等賄方永代帳と引合為持可遣事

一四日 未明より土蔵を明させ代物取出させ可申事

但会所ニ相詰候而運人、其外怪我人無之様心を付、騒敷

無之様制し可申事

一諸役所改人割合名代、支配人割合認置可申事

但賄方有ものハ組頭相改可申候

一代物改相濟候ハ、土蔵、穴蔵とも組頭役へ申談、早速改させ付建落無之様可申付候

但諸役所小箱例年之通無相違組頭役より相改させ可申候

一中勘定相濟候迄不残会所ニ相詰可申事

一元方御月番元方役人方へ手紙にて尋ニ遣可申候

一月番 名代
支配人

一内月番 支配人
組頭

一江戸勤番

一撰糸店 名代
支配人

右会所塗板書改させ可申事

一元八様年礼御出被遊候のし昆布支配人持出、差上ケ可申事

但御昼飯御窺可申上事

一六日 夕、福引

但組頭賄方役人早朝より褒美物代参之割合等早朝より打

寄拵可申事、番付之内御名前様并御老分主中様方御歳

ニ当り候番之処、褒美前年之格引合可申事

附り

壹番 鞍馬代参闖取（ス）

貳番 神事役 同

三番 愛宕代参同

四番 金払 同

五番 窓用福引

但子供之分より先へ可申付候

一七日 休日

但南都、木津、近江今日年礼ニ参候間、絹（加賀）か、方役人之

内内番相勤させ可申候

一八日より白平直分ケ直打方ニ取懸可申事

但委細絹加賀方帳面ニ控在之事

一九日、十日 右両日元々役腕飯ニ有之候、人数割前広ニ仕

分ケ置可申事

一十一日 北様腕飯被下置候、元々より組頭并元々家督まで

罷出申候

但支配人壹人留守番可相勤事

一十二日 早朝北様へ御礼ニ参上申置候而罷帰可申候、尤店

へ御出被遊候節御礼可申上事

一十三日 早朝より晒札懸ケ相極可申事

一十三日 徳藏院相招、早朝より千遍真経執行相頼可申事、

尤前広ニ手紙にて徳藏院へ可申遣候

一十三日 嘉例之通影待目出度相勤可申事

但諸社御祈禱、鞍馬、愛宕代参前広ニ致し置、当日御札

揃へ候而神檀へ并へさせ、神服氏神拜相奨可申事

附り

此月者客来無之内祝ニ候ゆへ音曲ものも参不申候、尤
初夜時分西陣方、下し場、小松方へ酒出し相祝ひ可申

事

一 伊勢両宮大神楽料松坂店へ通達可申事

一 十五日 休日

一 十六日 新町様椀飯被下置候、元々より組頭并元々家督迄
参上仕候

但支配人老入留主番可相勤事

一 十七日 早朝新町様江御礼ニ参上申置候而、店へ御出被遊
候節御礼可申上候

一 十七日 蛭子講廻文指出シ可申事

但主中様方、店々当役退役手代夫々書札方控帳相改引合
差出し可申候

附り

宿許へ差遣置候手代子供病人之分手紙にて、参候而相
祝候様ニと可申遣事

一 十八日 同役店用ハ格別、私用他出相止メ、諸用工面聞届
可申渡事

一同 (朱書「六角」) 夕方中立売、新町御宅へ蛭子、大黒為御迎、初元之者
老入宛子供相添、口上ニ而請取ニ遣し可申候

一 十八日 夕新上座役出来候ハ、同役立会、内意并主中様方
へ罷出候節之礼儀等迄疾と可申渡事

一 十九日 嘉例蛭子講朝七ツ時迄ニ惣様朝飯給させ候様工面

可致事

一 未明より蛭子尊神御膳差上ケ可申事

但本膳之分支配人持参、焼物組頭持参差上ケ可申事

一 座敷廻り掃除其外共主中様方御出座前ニ見分致し可置事

一 客来雪駄付札可申付事

一 諸役替当人前広ニ支度致させ、被仰渡之節不都合無之様氣
を付可申事

一 主中様方江御膳指出候之節、支配人筆頭より組頭迄段々持
出可申候、未々ハ平、子供ニても不苦候、尤初献支配人持

出未々迄持廻り可申候、二献目ハ中年平手代酌取ニ出し、
盃者梅也、三献目初元之者酌取、支配人取看持出、未々迄
挨拶可申候、盃ハ松也

一 三献目主中様方相濟手代之部へ盃廻候節、八郎右衛門様御
盃相初り候間、前広ニ盃台、取さかな、酌取之子供何角と
も可致用意事

一 御膳引候節最初之通支配筆頭より段々ニ罷出、御膳下ケ可
申候

一 御退出之節詠方東側へ相并候而平伏可申候

一 夕飯ハ惣用相祝候建也、絹カ、方北側支配人筆頭より相并
ひ、南側組頭より段々平座まで順列相祝可申候

一 主中様方之内御出座無之御方在之候ハ、

御隠居様

元方主中様

右者御出座不被遊候分、御看差上ケ可申事

但手紙認方書札方帳面ニ在之候

一 暮半時惠美須御膳下ケ最初ニ

(朱書)「六角」

中立売 新町

右式ケ所様分御供のり入紙水引懸ケ候而退置、其後惣用段々ニ頂戴致させ可申候

一 惣用夜食相濟候ハ、順之舞盃相初メ、例之通相勤、其後

ニ 役替銘々盃致し可申事

一 惣様判取候而家内夕番見廻り候後、支配人又々二階、台所隅々迄火之用心見届可申事

一 廿日 早朝中立売、新町御両所へ兩尊送可申候、尤前日迎

ニ 参候人ヲ遣シ可申事 支配人改り候ハ、櫃上書書状名前家内廻文

但懸鯛海老

御供差添可遣事

一 役替并暇之銘々御礼ニ参候様可申付候

一 店々当役前日之礼ニ可被参候間、一兩人ハ早朝より会所ニ

居可申事

一 役替ニ付江戸、大坂、勢州店へ可致通達事

一 廿一日 皆勤帳仕懸ケ可申事

但末席之役儀と可心得也

一 諸役所附仕懸ケ可申事

一 年褒美吟味可相改事

一 廿二日 役付皆勤年褒美出来之上元ヅ、名代可及相談事

一 廿二日 初寄会廻文指出可申候、尤右文言暮前より御出席

被遊可被下と認候事

一 廿三日 役附清書可申付事

一 廿四日 初寄会

一 年褒美被仰渡候節

新上座 一口

平之分 一口

初元之分 一口

右三仕切ニ段々差出シ可申事

一 寄会相濟候上絹か、方ニ而元ヅ、名代列座へ惣用年褒美之礼可為致事

一 惣様役所替之盃事例之通可申付事

一 廿五日 早朝年褒美

裁物方一口 角前髪一口

右支配人より立会可申付事

一 廿五日 休夜

一 廿六日 今夕小役附寄会相勤可申事

但初元明キ可申付事

一 廿六日 月並御寄会、尤初寄会ニ候間、支配、組頭迄出動可申事

但十六日之替り也

一 廿八日 諸役所入替

一 今夕江戸、大坂役所替通達之事

并書状名前相改家内廻文

一 今日成願寺千卷陀羅尼、組頭以下控帳之通遣し可申事

一 京、江戸蛭子講之上名目役替有之分、会所并台所塗板早速書改可申事

一 諸役所金銀受取帳口書可申付事

一 諸社御祈禱札月末ニ相揃、江戸、大坂へ指下可申事

一 江戸、大坂役替書状到着候ハ、支配人、組頭迄ヲ相認廻文指出可申事

但退役致候面々も組頭迄書記、知らせ可申候

并櫃上書書状名前家内廻文

但退役致候面々も組頭迄書記、知らせ可申候

并櫃上書書状名前家内廻文

(余白九丁分)

二月

一 諸社代参

但帰宅相改可申候

一 本月番其外会所塗板相改可申事

一元方御月番手紙ニ而元方役所へ尋ニ遣し可申事

一 今月初老年賀祝儀差送り可申事、尤主中様方并当役退役之内、年賀聞合可申事

一 二日 夕茶飯申付、惣用灸治致させ可申事

一 四日 夕内寄会相勤可申事

一 六日 夕月次惣寄会

但四日ニ主中様へ廻文差出し可申事

一 十日頃 上之店初寄会

但六日夕日柄御伺可申上事

一 廿五日 成願寺講

但支配人不残廻文ニ在之候、忝人罷出可申候、尤当番相勤不申候、并灯明料其外懸銀割合等何れも店出しニ在

之候

一 中旬頃 八郎右衛門様大坂御下向、初寄会之上名目役替申

来候ハ、早速会所塗板書改可申事

一 十六日 月次御寄会、支配人、組頭忝人宛罷出可申事

一 此月之内子供請判取可申事

(余白一〇丁)

三月

一 諸社代参

但帰宅相改可申候

一 本月番其外会所塗板相改可申事

一 本月番其外会所塗板相改可申事

一元方御月番手紙にて尋ニ遣し可申事

一主中様方并当役初上巳祝儀有之候ハ、前広ニ聞繕、朔日

ニ差送り可申事

一三日 休日

但玄関番差出し可申事

尤袴羽織也

一四日 内寄会

一六日 月次惣寄会

但主中様方へ四日ニ廻文差出し可申事

一正月蛭子講之上御暇被仰付候銘々、今月引越盃可致工面事

一十六日 月次御寄会、支配人、組頭老人宛罷出可申事

(余白九丁半)

四月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所塗板相改可申事

一元方御月番手紙にて尋ニ遣し可申事

一四日 夕内寄会

一六日 夕月次惣寄会

但主中様方へ四日ニ廻文差出し可申事

一夏物下し方工面宜候ハ、例年之通惣様花見之休息ニ差遣

し可申事

但六日夕惣寄会之上被仰付候様ニ前広可致差略事

一十六日 月次御寄会、支配人、組頭老人宛罷出可申事

一十日頃 年数来候中休、吟味之上出立可申付事

一隔年太々神楽執行代参之者相談相極り候ハ、前広ニ勢州

店、扱又御師方へ可致通達事

但太神楽年ニ候ハ、其段御師方へ及通達、扱又松坂店よ

り神楽料差添遣候様通達可致事

一今月中ノ日吟味、蚊帳釣初并諸役所寝臥之割方組頭へ可申

談事

一今月入梅より前天氣宜敷候節、買入置候茶_茶其外星入無心

元品何れも取出させ候て、会所又ハ新二階ニ而風を入可申

事

但何れ之品も日あたりを可嫌事

(余白八丁半)

五月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所塗板相改可申事

一元方御月番手紙にて尋ニ遣し可申事

一主中様方并当役之内初端午祝儀前広ニ聞繕、祝物差送可申

事

一五日 休日

但玄関番差出し可申事

尤袴羽織也

一六日 月次惣寄会

但主中様方へ四日ニ廻文相廻し可申事

一今月中頃迄之内天気見合、西土藏古帳面相改可申事

一十五日 上之店神事前格之通人割を以差遣し可申事

但江戸中登逗留候ハ、指加へ可申事

一十六日 月次御寄会、支配人、組頭老人宛罷出可申事

一十三日 影待日出度相勤可申事

但諸社御祈禱鞍馬愛宕代参前広ニ致し置、当日御札揃候

而神檀へ并へさせ、神服氏神拝相奨可申事

附り

此月者客来無之内祝ニ候ゆへ、音曲ものも参不申候、

尤初夜時分西陳方、下し場、小松方へ酒出し相祝ひ可

申事

一廿五日 成願寺講

一晦日 御興洗見物、江戸、大坂来客有之候ハ、二軒茶屋

へ床机可申付候

一中旬迄之内工面見合惣様櫃改可致事

一当月之内伊呂波箆筒相片付可申事

一月末ニ諸社御祈禱札相揃、江戸大坂へ指下可申事

(余白九丁分)

六月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所塗板相改可申事

一元方御月番手紙を以尋ニ遣し可申事

一二日、三日 店煤払可致事

但隣家、向井二条北側へ断申事失念致間敷候

一四日 夕内寄会

一五日 夕月次惣寄会

但三日ニ主中様方へ廻文差出し可申候

附り

今月計ハ五日夕ニ候、曰ハ六日ニハ祇園会之前夜故如

斯也、尤五日夕御迎夜ニ候故、主中様方御膳部御精進

ニて差上ケ可申事

一河原夕涼為見物惣様人割を以差遣可申事

但五日夕惣寄会之上被仰付候様前広ニ可致差略事

一十四日 祇園会休日也

一十六日 月次御寄会、支配人、組頭老人宛罷出可申事

一十八日 御興洗見物江戸、大坂来客等有之候ハ、二軒茶屋

へ床机可申付候

一土用中為保養給もの例格之通可申付事

但土用前灸治張紙出させ可申事

二十四日 八ツ時祇園少将井之神輿二条通迄御通り之節、当町衆中待合之節例年木綿方見世開ニ而、金屏風引廻し、毛氈三枚敷候而干菓子指出し置、支配人罷出、町衆待合之節見世へ腰を被懸候ハ、見世ニ乍居何れも様御苦勞ニ奉存候段可致挨拶事

但町衆行通ニて立寄不被申候ハ、不及挨拶候

(余白九丁分)

七月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所塗板相改可申事

一元方御月番手紙ニて尋ニ遣し可申事

一四日 夕内寄会、此月ハ初荷ニて事多候故、無之建ニ候

一六日 夕惣寄会、是以初荷之砌故無之候

一七夕 主中様方店表へ御出被遊候間、其段心得居可申事

但当役宿持之分ハ何れも出礼ニ候

附り支配以下店勤之ものは十五、六日ニ礼相勤可申事

一八日頃 子供元服相談可申事

一十日頃 台所男共祝義相談可申事

一十四日 夕諸役所工面能相仕廻候上、子供へ仕着施可申

渡事

〔貼紙〕
一十四日夕方

北八郎右衛門高祐様御名前新町高雅様へ御譲り替、則兵衛様と御改名被遊候所、御嫡家之由緒ヲ以盆前、極月共別宅之頭壱人、支配人之内壱人、兩人罷上申候、新町高雅様者当時御名前ニ付、勿論同様兩人罷上申候事

一中元為御祝儀油小路北、御名前様御二方様へ、砂糖一曲宛差上ケ可申事

但賄方帳面ニ控有之候

一町内年寄并北隣海老屋殿へ例之通中元祝儀可遣事、尤豎文ニて三井八郎右衛門と手紙認遣し可申事

一十五日六日 休日也

但主中様方店へ御出は無之候得共、退役其外礼式有之候間、内役備方式日之通可相心得候

一十七日 未明より土蔵を明させ、代物取出させ可申事

但会所ニ相詰候而運人其外怪我無之様心を付、随分騒敷

無之様制し可申事

一諸役所改人割合名代、支配人程よく割付認置可申事

- 但賄方有物ハ組頭相改可申事
- 一 代物改相濟候ハ、土蔵穴蔵共組頭役相改、付建落無之様可入念候
- 但諸役所小箱例之通組頭役相改させ可申事
- 一 中勘定相濟候までハ不残会所ニ相詰可申事
- 一 十八日 休日
- 但御靈御出祭ニ候、此日は客来無之候
- 一 廿二日 役所付皆勤出来之上、元々、名代へ可及相談候
- 一同 日 主中様方へ初寄会廻文差出し可申候、尤文言例月之通也
- 一 廿三日 役附清書認させ可申事
- 一 廿四日 初寄会
- 一 寄会相濟候後、惣様役所替之盃例之通可申付事
- 一 廿五日 休夜
- 一 廿六日 夕小役附寄会相勤可申事
- 一 廿六日 月次御寄会
- 但此月者廿三日元方御寄会、此日同日ニ候故昼半時より支配人、組頭元方役所迄罷出候而、元々、名代と一所
- 二 月次寄会へ出席可申事
- 一 廿八日 諸役所入替
- 但江戸、大坂へ役所替通達之事
- 一 諸役所金銀受取帳口書可申付事

- 一 御医師方薬礼七日前逐相談、十日より前ニ相配させ可申事
- 但宿許へ養生ニ遣候手代、子供、先方医者ニ懸り候共聞
- 届店より薬礼出し可遣事
- 一金方為替工面、唐物問屋歩引現銀之取残可致吟味事
- 一 江戸振并当店より主中様方へ売上ケ候呉服代取集方可致吟味事
- 但右懸ケ方取集ニ廻り候若キ者男召連候ハ、出入之者
- 召連參可申候、半季居之男ハ召連候義無用たるへく事
- (余白九丁分)
- 八月
- 一 諸社代參
- 但帰宅相改可申候
- 一 本月番其外会所ぬり板相改可申事
- 一元方御月番手紙ニ而尋ニ遣し可申事
- 一二日 夕茶飯申付、惣様灸治致させ可申事
- 一四日 夕内寄会
- 一六日 夕惣寄会
- 但四日ニ主中様方へ廻文差出し可申候
- 一 十五日 月見之休夜
- 一 十六日 月次御寄会
- 一 十六日 神事客来廻文差出し可申事

但宿元へ差遣置候手代、子供病人之分、手紙にて、参候

而相祝候様ニと可申遣事

一十八日 神事休日

但客来在之候間、支配人、組頭不残内役相勤可申事

并惣様之内増内番可申付事

一詔方重陽事多候ゆへ、十八日神事ニも新二階高見ニ而役所

相建、下し物可為致事

一廿五日 休夜

一此月之内子供請判取可申事

(余白一〇丁分)

九月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所塗板相改可申事

一元方御月番手紙にて尋ニ遣し可申事

一四日 夕内寄会

一六日 夕惣寄会

但四日ニ主中様方へ廻文差出し可申候

一九日 節句休日

但玄関番差出し可申事

尤袴羽織也

一十一日 影待

但諸社御祈禱、愛宕代参前広ニ相勤、当日までニ御札揃

候而絹加賀がた神檀へ并へ可申事、并今月ハ客来在之

候間、廻文十日ニ相廻し可申事

附り

宿許へ差遣置候手代、子供病人之分、手紙ニ而、参候

而相祝候候様ニと可申遣事

一旧例之通淨留理語呼寄候ハ、詔方役所にて休息支度等致

させ可申事

但若キ者兩人、子供式人付置可申事

并支配人挨拶ニ不及候、賄方頭役会釈可申事

一十三日 月見之休夜

一十六日 月次御寄会

一廿五日 休夜

一廿五日 成願寺講

一月末ニ諸社御祈禱札相揃、江戸、大坂へ指下可申事

(余白九丁半)

十月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所塗板相改可申事

- 一元方御月番手紙ニ而尋ニ遣し可申事
- 一四日 内寄会
- 一六日 夕惣寄会
- 一十三日より真如堂十夜戒名書申来候間、人別割を以遣し可申候
- 但参り刻限、下山刻限切手遣し可申候、尤印判帳合場請取判押可遣事
- 一十六日 月次御寄会
- 一十七日 蛭子講廻文指出シ可申事
- 但主中様方、店々当役、退役夫々書札方控帳相改、引合差出し可申候
- 附り宿許へ差遣置候手代、子供病人之分、手紙ニ而、参候而相祝候様ニと可申遣事
- 一十八日 夕方中立壳、新町御宅江惠美須、大黒為御迎初元之者耆人宛、子供相添、口上ニ而請取ニ遣し可申候
- 一十九日 嘉例蛭子講、朝七ツ時迄ニ惣用朝飯給させ候様可致工面候
- 一未明より惠美須尊神御膳差上ケ可申事
- 但本膳之分支配人持参、焼物者組頭持参指上可申事
- 一座敷廻り掃除其外共主中様方御出より前ニ見分致し可置事
- 一客来雪駄付札可申付事
- 一主中様方へ御膳差出候節、支配人筆頭より組頭迄段々持出

- 可申候、末々者平、小供ニても不苦候、尤初献支配人持出、末々迄持廻り可申候、二献目者中年平手代酌取ニ出候、盃ハ梅也、三献目初元之者酌取、支配人取肴持出、末々迄挨拶可申候、盃ハ松也
- 一三献目主中様方相済、手代之部へ盃廻候節、八郎右衛門様御盃相初り候間、前広ニ盃台、取肴酌取之子供何角共可致用意事
- 一御膳引候節、最初之通支配筆頭より段々ニ罷出、御膳下ケ可申候
- 一御退出之節、誂方東側へ相并候而平伏可申候
- 一主中様方之内御出座無之御方有之候ハ、御隠居様
- 元方主中様
- 右者御出座不被遊候分、御肴差上ケ可申事
- 但手紙認方書札方帳面ニ在之候
- 一夕飯之客来ハ廻文之外手紙ニ而申遣候衆中也、饗応方朝惣客来之通と可相心得事
- 但手代分計ニ候ゆへ、自然会积方鹿末ニては不可然候、且那より被下置候御祝儀ニ候間、当役之支配人叮嚀ニ亭主方可相勤事
- 一暮半時惠美須御膳下ケ、最初ニ
- 中立壳 新町

右式ケ所様分御供、のり入紙水引懸候而退置、其後惣様

段々ニ頂戴致させ可申候

一惣用夜食相濟候ハ、順々舞盃相勤可申事

一惣様判取候而家内夕番見廻り候後、支配人又々二階、台所
隅々迄火之用心見届可申事

一廿日 早朝中立壳、新町御両所へ蛭子尊送可申候、尤前日

迎ニ参候人遣し可申事

但懸鯛海老御供差添可遺事

一廿三日 両替店蛭子講

但支配人彦人、組頭彦人店ニ相残可申事

一廿五日 休夜

一廿五日 成願寺会式講

但香典支配人之分人別割合店出し也

(余白九丁半)

十一月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所塗板相改可申事

一元方御月番手紙にて尋ニ遣し可申事

一四日 夕内寄会

一六日 夕惣寄会

但廻文四日ニ差出し可申候

一惣様顔見世芝居見物として人割を以差出し可申事

但六日夕惣寄会之上被仰渡候様可致事

一八日 夕稻荷火焼、惣様一種申付候事

一八日 夕紅店火焼、組頭以下人割を以夜食ニ遣し可申候

一十六日 月次御寄会

一右御寄会之跡にて例年之通河原非人施行、両替店申合、方

角日柄相極可申事

一十八日 夕御霊火焼、一種申付、休夜也

一廿五日 休夜

一寒之入并寒中保養之給もの前格之通可申付事

但寒前惣様灸治吟味可申事

一惣用顔見世見物之儀被仰付候ハ、七日頃新町奥様江御見
物ニ御出被遊候様ニと、銀五枚支配人筆頭御台所へ持参、
取次を以可申上事

一今月主中様方之内髪置、袴着被初前広ニ聞繕可申事

(余白九丁分)

十二月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所塗板改可申事

一元方御月番手紙にて尋ニ遣し可申事

一四日 内寄会

一六日 惣寄会

右際用多くニ付、此月者寄会無之候

一廿一日頃 子供元服可及相談事

一十六日 月次御寄会

一廿二日 もちつき

但裁物場、新二階へ遣し可申事

一歳暮為御祝儀

立売 西洞院

油小路 「新町」

右御二方様へ鱈本宛差上ケ可申事

一歳暮為祝儀町内年寄へ鯉節一連、北隣海老屋殿へ申貝

一連差送り可申事

(貼紙)

一新町八郎右衛門様御儀、御名前立売様へ御譲り被遊

八郎兵衛様と御改名、西洞院御宅へ御引移被遊候、

然ニ寅秋御一統親分様ニ御成被遊候ニ付、歳暮御祝

儀鱈本寅冬より指上之申候、尤両替店相談之上也」

但豎文三井八郎右衛門として差送り可申候

一廿四、五日頃 台所下男祝儀可及相談事

一廿五日 休夜

一大晦日 諸方年頭状可致書判事

一同日 夕方元々、名代(貼紙)御名前様へ歳暮ニ罷越候之節、

支配人之内卷人可参事

(貼紙) 但し

七月之所ニ記之候曰クニ付

當時新町様御名前前ニ付北様と御両家へ罷上申候、尤

別宅ノ頭卷人、支配人之内卷人ト兩人罷上り候事」

一夜分諸用相片付候ハ、子供仕着施可申渡事

一諸役所用向相仕廻候ハ、支配人より上座迄絹かさ方、西

陳方へ列座之上、歳暮為祝儀吸物、酒にて相祝可申事

一店仕廻候節家内不残はき掃除可申付事

但元日そうじ不致世上之習ひニ候故如斯也

一御医師藥礼廿日前ニ逐相談、廿二、三日頃配せ可申事

但宿元へ養生ニ遣候手代、子供、先方医者ニ懸り候共、

聞届藥礼店より出し可遣事

一金方為替之工面唐物問屋歩引現銀之取残可致吟味事

一江戸振并当店より主中様方へ売上ケ候呉服代取集方、可致

吟味事

但右懸ケ方取集ニ廻り候若キ者男召連候ハ、出入之者

召連参可申候、半季居之男召連候義無用たるへく事

(余白六九丁半)

(裏表紙) 「会所」

(表紙) 「日用記」 (三井文庫所蔵史料 別二五)

日記筆
百十六名
舟シカ、

(余白半丁)

諸色覚

一衣棚寄会行事当りノ節用意

子供壺人

せんじ茶少々

茶台壺ツ

茶わん七ツ程

菓子小半斤

たはこ盆式ツ

きせる五本

炭式升程

硯箱壺ツ

半紙式折

ズ

一船荷物入日主夜神様御守料

但し

銀式両 御守 五拾服

金百疋 同 百服

ズ

一役人中退役銘々宿元へ引越候節夜具類左之通

支配人

是迄之夜具 壺組

新二夜具 壺組

絹夜具代 銀三百目

ズ

組頭

是迄之夜具 壺組

新二夜具 壺組

ズ

役頭ハ
上座

是迄之夜具 壺組計

ズ

右之通差遣し可申候

一役人屏風立

組頭 式尺五寸
役頭 式尺
上座 式尺七寸
ズ金さし也

家内畳員数

一木綿方 一表方

一金方 一小松方

一縫方 一下し場

一西陣方 一絹方

一会所 一唐物方
直打場

一唐物方 一染方

- 一 誂方
- 一 大坂方
- 一 裁方
- 一 北ノ間
- 一 台所
- 一 櫃張場
- 一 土間
- 二 階分
- 一 目録場
- 一 次之間
- 一 奥ノ間
- 一 病人部屋
- 一 役人ノ間
- 一 子供ノ間
- 一 御召方
- 一 裁方
- 一 小遣方
- 一 料理場
- 一 奥櫃張場
- 一 書札方
- 一 高見
- 一 中ノ間
- 一 若イ衆間
- 一 支配人間
- 一 男ノ部屋
- 一家内銘々天神講掛銀
 - (二匁分) イカ入
 - (二匁分) イイ入
 - (八分) チ入
 - 支配 組頭
 - 役頭
 - 上座
 - 平初元
 - (七分) エ入
 - (六分) カ入
- 一 休足被仰渡候節不參之銘々料物左之通
 - 但病人之内宿元へ引居候者
 - 并中休上州下り除之
 - 伯州
- 江戶下り子供用意
 - 一 単物
 - 一 脚はん
 - 一 一こう掛
 - 一 三尺手拭
 - 一 手拭
 - 一角取袋
 - 一 合羽
 - 一 荷洞
 - 一 かこ蒲団
 - 一 鼻紙
 - 一 中三度笠
 - 一 小遣帳
 - 一 扇子
 - 一 路金
 - 一 灯燈
 - 一 らうそく
 - 一 道中薬
 - 一 馬やくら
- 右之通拵遣し可申候、尤夜具ハ親元へ指戻し可申候
- 一大坂下りハ右之拵不入、夜具ハ大坂へ下ス
- 一初元子供出番之節、小遣相渡シ遣候処左之通
 - 二季初メ之出番 舟文
 - 但し一日目より五節句之通也
 - 五節句同
 - エシサ文
 - 花見之代り同
 - 舟文
 - 涼之代り同
 - サシ文

右之通是迄相わたし申候、右御定小遣銭其以来金錢相場至而宜候砌ニ相定候御建、然ニ先年より金錢共相場追々下落いたし、右小遣相定り候節より凡ツサ割方も引下ケ候事故、当節ニ而者飛脚も遣勝手不宜被存候、尤時々出番之小遣割合ヒ甲乙も候得者、当時相場ニ引当も候時者夫々余程ツ、小遣相増候、然共太鉢ニ小遣之遣割合ヒも候得者、多少ノ平均何之出番ニても此度より相改、鳥目舟文ツ、相わたし遣し可申候、追々相場も引上ケ以前之割合ニ相直り候ハ、其時又々下地御立之通相改メ可申事

寛政三辛亥

六月改

支配人

一口櫃張場諸色請取候節之印形無之、是迄銘々の印形取扱いたし候得共、夫ニ而者相済かたくニ付、此度改取引印形相渡し申候、尤無差取扱不致様堅申渡し置候也

印櫃取 右六平へ相渡候ニ付為念本人印形之取置申候事

寛政四年

子閏二月廿七日改

櫃張場

六平印

一男頭迄相勤宿入通勤申渡候得者、宿入祝儀として金七舟疋(二百)次酒三升差遣し可申候

但し

婚禮致候節ハ祝儀差遣ニハ不申及事

四丈式尺五 一丈九尺式
半巾付 半巾付

ウ疋

乳地 壹丈壹尺式

乳地 壹丈八尺

半巾 壹丈三尺三

のふれん地長寸法

一文化元年子九月井戸普請致候節捨土出、右片付方無之不得止事表ヲ堀右捨土埋メ候所、大濠よりと見得て当店間口之間溝石より七八寸向ノ下ニかづら石埋在之付、早速堀出させ候半と存候所、当時差而入用無之、依之其儘ニ致置候、已来入用在之候節右石ヲ遣ひ可申積ニ会所へ相談致置候間、永々無失念相心得可申事

附り

若此帳面不用ニ相成、新勤用記拵候共、此儀無失念ひつね

永々相記置可申事

久右衛門印

一毎月次寄合八ツ時分より工面致し可申事

入用道具左之通

鉄びん 且那田葉粉 きせる拾式本
道具 盆 六ツ

(貼紙)

手拭懸ケ 上茶半斤 茶柄杓壹本
計取よセ

ひばし 油とゆ一 すみ取一

旦那茶わん 茶台 引板折り板 十枚

茶こし 茶ぼうし

又組頭月番衆ニ挨拶致し
子供役判形候事

賄方下役ノ役也

右之通り出し

はいつキ田葉粉盆 キセる

右そうし表番ニ申付候物也

一江戸中休着被致候ハ、早速挨拶致し、田葉粉□印出し、夜
具枕出シ、又主中様方上ケ物拵致し夫々持せ可申事

(余白三〇丁半)

(貼見出)
「掛物之口」

掛物目録控

正月三ケ日

朴 千歳絵 式幅対

会 織物松竹梅

二 高房公新春喜状

正月七日

朴 尉姥之絵

会 (ママ以下同)
福録寿之絵 如川筆

二 (付箋)「高房公新春喜状」

(付箋)
「富士絵」

正月十五日

朴 七福神

会 福録寿

二 高房公新春喜状

正月十九日

十月十九日

朴 福録寿蛭子大黒 三福対

会 両福神 二福対

二 福録寿 如川筆

(貼紙2)

(貼紙1)

(貼紙1)

「蛭子講之節」

朴 福録寿蛭子大黒 三福対

会 両福神 二福対

二 蓬萊山 三福対

但し

右 蛭子

中 福録寿 右之通掛置 □

左 □

(貼紙?)
内蛭子講之節

朴 福録寿蛭子大黒 三福対

但し

右福録寿

中蛭子 右之通掛置可申

左大黒

前右紀州大黒様
左宇賀神様

二 両福神 二福対

会 蛭子構祭候ニ付掛物止メ

三月三日

朴 七福神

会 富士絵

二 鉄カイ仙人(粉)

春日録開 宗竺様御筆
福寿是懐老行物

但秋ニ而も

江戸勤番示合 高房公新春之喜状

同御主人方様出立

五月五日

朴 十分盃

└

会 富士絵

二 鉄カイ仙人

六月十四日

朴 二ケシ人(夏)

会 (付箋) 織物松竹梅

(付箋)

「鉄カイ仙人」

二 (付箋) 「鉄カイ仙人」

(付箋) 「福録寿」

七月十五日十六日

十八日

朴 二ケシ人

会 小鳥絵

二 福録寿

八月十八日

朴 (付箋) 「二ケシ人」

(付箋)

「子年上嶋氏改ル
蔵入大黒」

会 織物松竹梅

二 鉄カイ仙人

九月九日

朴 富士絵

会 小鳥ノ絵

二 鉄カイ仙人

一 蔵入大黒

宗栄居士開ケンノ文

此二幅蔵ニ仕舞置可申候

(余白二丁分)

正月

一元日 玄関未明拵可申事

但 礼帳 硯箱壺ツ 上下式具

屏風片シ 手札入

鳩也

右出し置可申候

茶道具類出し可申候

たはこ盆 四ツ計

させる 右二順

内番角前髪へ銭五貫文相渡可申候、別帳面ニ付させ其

夕勘定相立算用帳写取可申候

但 初元舟文ツ、銘々小遣付可申候

子供舟文ツ、惣高二而仕着施ノ口へ写可申候

夕方年玉もの内番役人中立会、封印ニ而請取、土蔵へ

入置六日福引之節出し可申候

二日 玄関未明拵可申事

但道具類右同断

内番角前髪銭四貫文相渡可申候

但

初元 元日内番之者ハ

舟文
エシサ文

子供 右同断

年玉もの右同断

二日三日之内玄関番兩人諸社代礼遣入、其節極月ニ包置

候銀子相渡可申候

但し

支配人中より差図可在之事

茶代用意銭舟文供ニ為持可申候

一日玄関未明拵可申候

但道具類右同断

内番角前髪銭四貫文相渡可申候

但初元子供エシサ文ツ、

年玉もの右同断

一四日 附建有物賄方吟味組頭改受高^レいたし、会所へ出し可申事

年玉物折々持参在之候、小遣方役人疾与礼帳へ付、六日

福引之節組頭へ相渡可申候、尤其後所者来福引迄退置

一五日 金銀算用帳致勘定可申事

一六日 今夕福引在之入用之品

諸道具類 一式

年玉もの不残出し可申候

諸役所△物吟味いたし出し可申候

一七日 玄関未明拵可申事

但 諸道具類 一元日之通

内番角前髪錢四貫文相渡可申候

但初元子供^{モ十五}エシサ文ツ、

年玉物請取来福引迄退置可申候

一八日 今日より目錄ニ掛り可申候

但入用帳面左之通

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 算用帳 | 買帳 | 附込帳 | 進物帳 |
| 店売帳 | 勘定帳 | 人參帳 | 中勘帳 |
| 取替帳 | 錢出入帳 | 永代帳 | 仏事帳 |
| 時貸帳 | 金銀請取帳 | 附建請書 | 目錄下附 |
| 目錄寄 | 銘々指引帳 | 店小遣帳 | 銘々小遣帳 |

米踏上げ帳 職人墨帳 紀印取替帳

着用染代 屋敷方吟味

右

右帳面日用溜り不申様写可申候、扱目錄ニ取掛り候ハ、江

戸大坂勢州振下シ指急キ先右帳一通り相改、右三ヶ所取替

無之哉吟味之上^カ拵下シ相認差下し可申事、夫より諸方取替

代別紙相認銀子請取通シ可申候、扱銘々小遣帳高^レ相違無

之様かり^レニして帳面銘々見せ可申候、夫より店小遣帳仕

分ケいたし可申候

一十日頃 北野燈明料為持遣し可申事

但

能作 ^{二百七十匁}七舟エシ、^{二百九十匁}二舟ウシ、

閏月之時者七舟ウシ、

能竹 ^{二百四十匁}七舟ツシ、

閏月者増なし

能

一十三日迄ニ愛宕代參為被參可申事

但

為さい錢小遣錢七舟文遣ス ^{二百}

花御札式枚調へ可申事

御百味料為持遣ス

其節坊ニ而夕飯出ル

^{十二匁}シセ、宛

京本店

一十三日 影待相勤可申事

但

江戸本店

右ハ下シニ相立可申候
御札下ス

御札料者代礼包銀ニ而相済也

毎日神服、徳藏院御祓ニ御出被下候様手紙遣し可申候

絹方床間へ左之通

三社 掛させ可申候

正月分諸社御札不残出ス

御酒壺対 洗米 燈明三ツまた

屏風片シ

鳩也

右棚へかさらせ可申候、尤神事役へ可申付事

神服様御祓ニ御出被成候節、為御祈禱料銀イ両直々相

渡可申候

朝会所相片附させ可申事

徳藏院千遍真經執行在之候

但

料物

金イ両七歩と

御初穂

銀イ両遣ス

入用道具左之通

仏たん 一 同蠟燭立 宅ろうそく
花生分 十式本

こま焚釜 小式枚 洪紙壺枚 しゃく台 四本
油つぎ 油皿とも

八ツ足台三ツ 晒布巾 硯箱

半紙式折 水引 少々共 但式ツ 清桶壺ツ

チサウ寸ニ而宜

みかん十五 同 小餅十五 机 壺ツ

まん寿十五 同

ヲヤ玉セシツ文

右之通朝早々出し置徳藏院へ渡ス

茶道具類

屏風一双 竹ニ椰子

かけ手拭

右出し置可申候

茶番子供三人

経衆拾人

献立台所帳記ス

中飯御酒ハ三献引盃計

夕飯ハ

初献 引盃

二献 鳴戸

三献 同むすび廻し

ヲヤ玉^(五七)サシ文式リツ、

右夕飯相濟候跡ニ而まんちう式ツ宛杉原包菓子盆ニの

せやうく付銘々引可申候

右まんちう毎日越後屋美濃方へ例之通誂付可申候

一十五日 玄関未明拵可申事

但

道具類元日之通

内番角前髪銭四貫文相渡し可申候

但

初元子供^(七十五)エシサ文ツ、

年玉もの請取来福引迄退置可申候

一十六日 子供残銭角前髪申付預り置

尤銭渡帳裏ニ記置、二季目録之節勘定相立可申事

一十八日 蛭子講拵之事

但

献立吟味之事

肴買入客人数聞合立合買可申事

夕方名代衆より立合聞酒いたし相極可申候

入用道具左之通

家具類 夷燈籠 屏風不残

たはこ盆 きせる 火鉢

釣花生 茶道具 ふきん^{絹布}

掛手拭 掛物類 盃 ^{松竹梅二組}八郎右衛門様御盃

御召方会所

くわし

役替銘々屏風俗衣取替、十九日より相改可申事

非田院蛭子講祝儀^{米壹升と}銭五拾文遣ス

一廿日 道具類夫々相仕舞可申事

蛭子講十二銅客来引合金方へ相渡し可申事

一廿八日 成願寺千卷陀羅尼執行可在之事

但

銀式枚と 為持遣ス

次酒五升

店より参詣四人参ル

寺ニ而夕飯出ル

徳蔵院荒神祓米三升 遣ス
錢五拾文

一 晦日 台所雜用方入目付立吟味いたし、不都合無之様可申
付事

諸社代參錢貳百文宵番へ相渡し可申事

去年中古御札と正月中新御札と入替、古御札木嶋へ相

納メ遣し可申事

但 銀マ、包添納メ遣ス

月払之分台所致吟味相払可申事

一 高野山御札料左之通

南院 (付箋)「銀イ枚」

(付箋)「當時金七舟疋」

福生院 (付箋)「金七朱」

(付箋)「當時銀イ両」

右御札持參之節相渡し可申候

一 木嶋神服讚岐守殿方神拝講と申儀今般相企、一ヶ月十二銅

懸耆人前一ヶ月分百四拾八銅宛毎年正月晦日前より本店一

緒二集、神服氏へ為持遣し可申事

但 閏月年ハ一人前十二銅増可申候

本店 当役中
家督中

右者賄方ニ而取替置也

上ノ店ハなし

兩替店 支配人中手紙ニ而申遣ス

一 加賀屋吉兵衛方より礼ニ參り候間、其節 (付箋)「銀セ両」祝儀
指遣し可申候

(付箋)「金貳朱」

但し 昆布持參在之筈

(余白二丁半)

二月

一 丸勤褒美遣し可申事

但

大丸 (付箋)七舟文

丸勤 (付箋)舟文

皆勤 なし

子供 (改舟文)サシ文

一 初午真如堂稻荷御膳料左之通

御膳料 ^(五七) サシ文 本店より

御酒料 ^(五八) 舟文

御膳料 ^(五七) サシ文ツ、上ノ店

一同 ^(五七) サシ文ツ、^(五七) 当役中

^(五七) 其外 家督中より

右之通毎日元方より廻文を以申參ル

其節相渡可申候

一此節より江戸大坂中休追々被致着候間、不都合無之様氣を

付可申事

但

振舞地廻り者支配人中差図之上取計可申候

兩寺拜見料者銀セ、ツ、包案内ニ為持遣ス

出立之節取替物落無之様算用可申候

一廿四五日頃より節句前払取掛り可申事

一盆前初元子供仕着施帷子凡人数相調へ注文相立可申事

但

弁慶 ^(五五) 初元 角前髪 頭直段シサ、より

紺計、相者無用

替りしま 子供 頭直段シセ、^(五二) より

格別太しま者無用

ノ

一廿四五日頃より節句前払取掛り可申事

(余白一丁半)

三月

一節句前朔日諸払致可申事

但

櫃屋、肴屋、酒屋、醬油屋致吟味、内渡し無相違遣し

可申候

一三日 玄関未明拵可申事

但

屏風片シ 硯箱 礼帳 袴

茶道具類 たはこ盆 きせる

掛手拭

ノ右出し置可申候

内番角前髪四貫文相渡し可申事

但初元子供 ^(七十五) エシサ文ツ、

翌日子供残銭角前髪申付預り置可申事

一中頃 役人中ふとん引可申事

一此節目録仕上ケ可申事

但

仕上ケ之上会所押合帳面左之通

算用帳新古 時貸帳新古

店小遣帳新古 金銀請取帳

勘定帳新 銘々指引帳

請書 目録下附

寄帳

一 例年鮎七拾枚大坂へ指下し可申事

但

下直成時分見計之上会所可及相談事、凡イマツ入位也(二三九四分)

(余白一丁半)

四月

一 台所向寄合相勤可申事

但

掛り役組頭衆立会可申候

一 例年参会之節入用品々左之通

献立 酒 きせる 式拾本

せんじ茶 菓子 毛せん 三枚

手拭式 晒木面 半紙式折 巻紙 壹本

砂糖 少々 杉原 らうそく式拾丁

布巾絹 挑灯 鉢箱

豆袋

盃鳴戸
玉松

錢(二百)七舟文

一 飯代壺人前 正河(三三九五分) マサ入

一 肴屋同 (二九五分) イサ入

一 下男迎ノ者 (二匁) イ、

一 三日間茶料 金マ歩也(三)

一 一座以一日 銀セ両也(二)

三日之内男頭遣ス

三日目ニ髪結 上役計遣ス 下役者なし

子供花見替り出番 取持とも 替り(二百)とノ錢セ舟文遣ス 錢舟文ツ、遣ス

一 廿四五日頃より節句前払取掛り可申事
一 蚊帳ノ用意

一 唐物方 一同東ノ方

一 染方西同南支配人 一同東ノ方

一裁もの方

一誂方北ノ方

一木綿方北ノ方

一金方

一小松方北縫方

一大坂方北ノ方

一小遣方

一二階支配人

一表二階本番

一役人二階

一絹加賀方二

一西陳方二

一御客用意

一台所

一男二階式

右之通夫々札ヲ付差出し可申候

尤ふくろへ前広ニ相直し置也

(余白二分)

五月

一節句前三日諸払いし可申事

但

肴屋、酒屋、醬油屋、櫃屋致吟味、内渡し無相違遣し可申候

一五日 玄関未明拵可申事

但

屏風片シ 硯箱

茶道具類 たはこ盆

内番角前髪錢四貫文相渡し可申候

但 初元子供へエシサ文ツ、

但

一十三日 影待前度々相尋祈禱料左之通

(付箋) 一北野坊大繁右御経料

(付箋) 一「止メ」

一御霊御膳料

一金光院御護摩料

一徳藏院御祈禱料

一木島同

銀シセ、

銀シセ、

銀シセ、

銀シセ、

(後筆)
「一同御初穂料

銀シセ、^(十二匁)

(付箋) 四匁三分
「ツマ入」

右之通相拵、七日八日頃為持遣ス、尤手紙夫々付遣し可申候、包銀認様如此

但

神服、徳藏院ハ当日御祓ニ御出被下候申遣ス

御祓ニ御出被下候節 神服様銀^(二)両直ニ渡ス

徳藏院者なし

絹方床間まつり正月之通

一十三日迄愛宕代參為被參可申事

但

為さい錢小遣錢セ舟文遣ス^(二百)

花御札式枚調へ可申候

銀シセ、^(十二匁)

御百味料為持遣ス

當時 其節坊ニ而夕飯出ル
止メ

京本店
シセ、宛^(十二匁)

江戸本店

右ハ下シニ相立可申候
御札下ス

一此節見合家内銘々夜着引可申候、并蚊帳出し候事
一出役所子供笠出し候事

一廿八日 徳藏院荒神祓 錢五拾銅遣ス
米三升
一子供銘々はら当遣し可申事

(余白二丁分)

六月

一例年之通二三日頃煤払いし可申事

但

町内断

小遣方遣ス
上役

二条通北側

男頭遣ス

衣棚北隣式間南隣下迄

東庵老

向者下より上へ六間通り

一 宵台所廻り

日雇

暮過より早々二階分畳たゝき荒煤取

一 当日日雇

右手伝雇賃

前日台所雇も同断

米ふみ^(二匁五分)
イサ入

煤払道具前方日限極り次第入用之分用意可申、則左之通

一手桶 一火団

一 簞 一手ほうき

一 小ほうき 一 畳たゝき

一 はん切 一 くらかけ

一 敷板 一 洪紙

一 切わら 一 さゝら

一 灯燈(マゴ) 一 らうそく

一 しゆる簞 一 草履

一 雑巾

一 十四日 休日

但

内番角前髪錢四ノ文相渡し可申候

初元子供(七十五)エシサ文ツ、

茶道具類

たほこ盆

きせる

ノ 右出し置可申候

八ツ時より表木綿方南見世計明ケ、毛せん式枚引、屏

風獅子一双遣ス

尤右者町内暫御休被成候当

一 例年涼休足前日鍵屋方申付、飯代料理之品聞合可申事

但し

酒見斗(三)此方より為持遣ス

雨天之節者一源方ニ而料理可申付事

台所男頭遣ス、鍵屋ニ而支度

初元子供(五十七) サシ文ツ、

替り遣番

鍵屋飯代

老人前
(付箋)「セチ入位」
(二九八分)

(付箋)「マ、」

一 源方者飯代相對を以相極可申候

一 土用見舞

北様へ 大白唐目式斤半

但箱者巴屋善右衛門方へ下地格を以誂付可申候

町内御年寄 真桑瓜式拾ウ

裏町上組(付箋) 同拾五

ノ御年寄 但し「寛政八辰年より」

(付箋)「当地水泉粽三把宛」

壺把ニ附

代壺匆

「已夏より伊織誂也」

一 土用之内店料理吟味可申事

一晦日 仕切廿二三日頃より廻状出し、廿五日迄通集目帳面
仕切可申事
一盆前仕着施致工面可申事
但

帷子 半晒しま

雪踏

扇子 式本物 初元計
三本物 角前髪より小子迄

下帯 絹 初元より
角前髪迄

(茶白二丁半)

七月

一諸方より中元祝儀参り候間、返状書相拵置可申事

一中元御祝儀

但し五日頃迄ニ遣ス

北様へ 大白唐目式斤半

但箱者巴屋善右衛門方へ下地格を以詔付可申候

四条様へ 右同断

未年より止メ

当町年寄 差鯖五桶

同用人 同 式差

(付箋2) 「銀 貳兩」
(付箋1)

(付箋1) 「金貳朱也」

(付箋2) 「寅七月より改老軒二付
銀セ、ツ、店表シチ、」

同友次郎へ 米五升
錢壹百三百文

同番人へ 上貳百文
下三百文

享和亥暮より止メニ成ル 寛政八辰年改
裏町年寄 刺鯛三刺
但し下組也 素麵三拾把
右祝儀八町内箱到
来候付一町内相談
之上止メニ成ル

同用人へ 享和二年戌極月より改
差鯖貳桶
銀 貳兩

同 髮結實
金百疋

同 扶持米半季分
米三斗六升

但老軒役老升ツ、六軒役也

同番人へ 米老斗八合

但

老軒役三合ツ、六軒役也

丑極月より止メ

同上組

銀四匁三分

用人へ

同

〔貼紙消〕
髮結賃
銀四匁三分

一七夕玄闌未明拵可申事

但

礼帳、硯箱、屏風出ス

のうれんハ常躰之通

一清帳紙相拵可申事

一元服之節髪詰へ祝儀遣し可申事

但

元服

舟文

半元服

サシ文

右紙包のし付遣ス

一附立七日八日頃二いたし可申事

一九日頃より盆前払方致工面可申事

但し

出入方者十日迄ニ払可申候

一益前男共、出入者祝儀拵可申事

但

内覚帳ニ是迄遣し候控在之候間、右之格を以書付相認

支配人中へ及相談可申候

男頭上番之分ハ不残目録ニ而遣ス

外ニ半紙五折ツ、水引ニくゝり相添遣ス

右申渡候節掛り役組頭衆立会可申候

火役駆付之銘々給銀遣し可申事

但

拾人仲間銀舟セシサ、

右太左衛門方へ相渡ス

代礼包銀相拵可申事

但

包銀之上へ先々名当直ニ認ル

丑七月より

ツマ入

ツマ入

ツマ入

ツマ入

寅七月改

マ、

マ、

(付箋)〔四匁三分〕
ツマ入
地藏庵

丑七月より

是任院

ツマ入

ツマ入

ツマ入

徳蔵院

ツマ入

ツマ入

ツマ入

東陽院

ツマ入

ツマ入

ツマ入

(付箋) 三々
「ア、イ、シ」

七、
セ、

梅村七左衛門

(二匁五分)
イサ入
杉本伊八

〆裏町上組町代 丑極月より止め、尤両家共

(二匁)
セ、

松原政五郎 林伊右衛門

右之通相拵十六日玄関番両人之内差遣し、尤支配人中より差図在之事、其節相渡し可申候

一役人中俗衣仕替可申事

并手拭共

一十四日 晚仕着施会所出し可申事

一盆前拵十二日より取掛り可申事

但

延 肴屋 酒屋 櫃屋 醬油屋

内渡し無相違致可申候

一盆前大便代エシサ(七十五匁)、小便代シウサ入ツ(十九匁五分)、二軒より請取

可申事

一十五日 玄関番未明拵可申事

但

硯箱 礼帳 屏風片シ

上下 掛手拭 鳩也

茶道具類

たはこ盆

きせる

〆右早々出し置可申候

内番角前髪五〆文相渡し可申候

初元子供舟文(匁)ツ、

一十六日 右同断

道具類 右同断

内番角前髪錢四〆文相渡し可申候

初元子供(匁) 十五日内番者ハ舟文(匁)
二度目者 エシサ文(七十五)

一十七日 付立有物賄方吟味組頭改請高〆いたし、会所へ出し可申事

一十八日 御霊御出休日

但

茶道具類

たはこ盆

きせる

金屏風

〆右出し置可申候

内番角前髪錢四〆文相渡し可申候

初元子供^(七十五) エシサ文ツ、

御輿御通り之節^{拾貳}銅遣ス

右御通り之節見世表方より木綿方迄明ケ、金屏風不残引廻ス

一加賀屋吉兵衛方より礼ニ参り候間、其節銀老両指遣し可申事

但し

七月昆布持参無之筈也

一廿日頃より目錄ニ取掛り可申事但し

入用帳面正月之口有

一金式朱也北野上成坊挨拶出ス

一十四日 東陽院店経被参候間、八ツ時分より仏前拵置可申事

右挨拶自他落之無ニ様相心得可申事

東陽院^縁へ

供付男^へ

セ、

紙包遣ス^{サシ文}

(余白二丁半)

八月

一朔日 玄関未明拵可申事

但

諸事七夕之通

尤料理ハなし

一御霊神事

十六日

廻状出ス
并献立改

十七日

御客人数聞合之上肴立会買可申候

入用道具左之通

家具類

屏風不残

募

つり花生

掛物類

毛せん

菓子

布巾^絹木面

茶道具類

たはこ盆

させる

盃

其外入用之品者前々聞合用意可致候

ねり物相休事も御座候得者、是ハ其時ニ応し用意可在之事

十八日 内番角前髪錢四メ文相渡し可申候、尤初元子供

エシサ文ツ、

御輿御通り之節^{十式}銅遣ス

非田院祝儀^{錢五拾文}遣ス

ス

一廿二日 顕名霊社御神事ニ付店表より参詣可在之事

但

御初穂銀(三)セ兩遣ス

一此節見合家内夜着出し可申事

(余白一丁半)

九月

一節句前払取掛り可申事

但し

払者致七日可申候

肴屋 酒屋 櫃屋 醬油屋

内渡し無相違いたし可申候

一九日 玄関未明拵可申事

但し

硯箱 礼帳 袴 屏風

掛手拭

茶道具類

たはこ盆

きせる

メ出し置可申候

一十一日 影待御祈禱料諸事五月之通

但し

江戸本店愛宕御百味料も在之候

一例年漬松茸相調へ可申事

但し

江戸本店

同 向店

同 芝口店

右例年格を以仕下し可申候、尤格外高直又者出無数在之時節も御座候へ者、是ハ其時及相談相計可申候、尤駄ち

んハ不残江戸払也

一十五日 粟田まつり加賀屋吉兵衛方より餅参ル

但

右ため錢(三)七舟文、紙式折遣ス

一此節目録仕上ケ可申事

但し

仕上ケ之上会所入用帳面者三月之処ニ認有

一廿八日 徳藏院荒神祓錢五拾銅米三升遣ス

(余白一丁半)

十月

一夷講

献立吟味之事

一十八日 肴買入客人数聞合立会買可申候

但

南都より小鳥七拾把登ル

夕方名代衆より立会聞酒いたし可申候

宵ニ出し置候入用道具者正月之処有

十九日 朝御客相仕舞候得者出番在之候間、内番角前髮錢

四ノ文相渡し可申候

初元子供(七十五)エシサ文ツ、

非田院祝儀錢五拾文遣ス
米壹升

ノ

一廿日 道具類夫々仕舞可申事

并十式銅御客人數引合、金方へ相渡し可申候

一例年伊勢御祓持参在之候間、其節御初穂左之通

落合権大夫

京宿

銀七両

(六匁四分)
カマ入
ミマ入
供セ、(二匁)

玉串若狭

京宿

銀七両

カマ入
ツチ、(四匁)
マ、(一匁)

岡田長太夫

京宿

銀貳両

一夷講より家内火鉢出し可申事

ノ

会所 四三

唐物方 壹一

朴方 貳二

西陣方 壹一

下シ場 壹一

縫方 壹一

小松方 壹一

金方 壹一

帳合場 壹一

表方 壹一

長合場預

西陣方預

北見世 壹一

南見世 壹一

木綿方 貳二

誂方 貳二

裁物方 壹一

大坂方 貳二

染地場 壹一

絹方 壹一

染方 貳二

絹方預 御客 壹一

書札方 壹一

尾州方 壹一

マシ、(三十匁)
ミセエ、(三匁)

台所 壹

若旦那様御出勤中ニ而も別ニ
火鉢なし建

箱火鉢 奥櫃張場 壹

櫃張場 壹

風呂場 壹

表番 壹

右之通支配人中より指図次第出し可申候、尤四五日前土
ヲ入置也

一此節仕着施荒増相調へ注文立置可申事

本光黒手 古式年目
新式年目

同 相手 古初年目
新初年目

同 紀州 古角前髪

同 筋本手 新角前髪

替りしま 丸頭(備)

裏木綿萌黄也

(後筆)「申秋より改花色ニ成ル」

皮足袋

雪踏

〆

十月中旬ニ

一台所寄会相勤可申事

但

掛り役組頭衆立会可申候

(余白二分)

十一月

一八日 稻荷御火焼 料理 休夜也

一九日 荒神御火焼

但

料理休夜者なし

徳蔵院御祓ニ御出被成候節銀マ、包遣ス(三)

一十八日 御霊火焼 料理 休夜也

但

御輿御通り之節十式銅米壺升遣ス

一晦日 諸方致仕切可申事

但

廿日頃廻状出ス

廿五日迄書出し集買帳へ写可申候

一例年顔見世在之時者一源方申付、料理飯代吟味可申事

但

酒者人数見計此方より為持遣ス

役人より

三年目迄 栈敷

初元 場 是者其時割合を以直ニ

子供 銭為持遣ス

表出番相濟候上ニ而
男供 上番 追廻し
奥櫃場
髪結兩人共
但し 上マ舟文
下マ舟文
銀セ舟文ツ、遣ス

男頭者 銀イ兩遣ス

一寒ノ入先格之通料理口割吟味可申事

一寒氣見舞

北様へ 大白唐目式斤半

但箱者巴屋善右衛門方へ下地格を以誂付可申候

町内御年寄 玉子〔貳拾五〕拾籠入

裏町上組 同 貳拾五

御年寄 但し寛政八辰年より

一例年非人施行遣し可申事

但

人数友次郎より吟味遣ス

二条 丸太町 善四郎橋

老人前米四夕当、水式合六夕

右人数相知レ候得者用事留帳写、会所へ可及相談候、尤
相極り次第日割之处両替店聞合取計可申候、焚出しハ惣

人数に本店、両替店式ツ割也
一出役所子供はつち拵遣し可申事

其外役所下役計

一木綿手拭相拵可申事

但

名代衆 銘々紋付
支配人衆

加番手拭

諸役所左之通

唐物方 壹 朴方 式 西陣方 式

下し場 壹 縫方 壹 小松方 壹

金方 壹 帳合場 壹 表方 壹

木綿方 壹改式 誂方 式 染方 式

大坂方 式 屋敷方 壹 書札方 壹

絹方 壹 染地場 壹

但

右之通金さし三尺ニノ染物方誂付可申候

(余白二丁半)

十二月

一愛宕代参裏店男ニ為被参可申事

但為さい錢小遣錢〔貳百〕七舟文遣ス

一十三日 事初諸方より祝儀持参り候間返状書拵置可申事

〔後筆余白書込〕
「覚」
所々鏡餅

一廿二日夕 餅付
但 五升二而 土蔵
壹重 拾壹組

俗衣式ツ出し置 壹斗二而 荒神 壹組
砂糖用意 三升二而 徳藏院 壹組
壹重

出入男 餅一重 三升計 三升二而 稻荷社
数五ツ

〔貼紙2〕
串貝一連 壹斗二而 壹組 八組
錢七舟文 其外十二ノもち

右之通男頭より差遣し可申候
尤出入ノ者宵より働候者ハ七舟文
一夜計者舟文也

〔後筆〕
「明治元辰十二月改
但し」
年々人数相調 〔余白書込〕
「柳餅花」
廿三日せん財用
正月三日之間喰用

〔貼紙1〕
人数ニ応し増減
可致事
先イ石ウ斗
人数時々相調可申事

〔貼紙1〕
〔朱書〕「明治三年十二月改」

年々人数相調人数ニ応し増減可致事

覚

〔朱書〕「二」
一五升二而壹重 土蔵 十一組
〔朱書〕「七升」
一壹斗二而壹重 荒神 十壹組

一三升二而壹重 徳藏院 十六組

〔朱書〕「式」
一三升二而数五ツ 稻荷社 〔一斗〕
〔朱書〕「五合」
一壹斗二而壹組 八組

十二もち柳もち花 〔朱書〕「外二式組」
〔朱書〕「壹斗」
〔朱書〕「三ケ日心見」
其外心見もち 其外入用

外二廿三日善財用 〔朱書〕「壹」
〔朱書〕「壹」
〔朱書〕「壹」
外二廿三日善財用 〔朱書〕「壹」
〔朱書〕「壹」
〔朱書〕「壹」

右之通ニ御座候 〔朱書〕「改壹石壹斗」
〔朱書〕「改壹石壹斗」
〔朱書〕「改壹石壹斗」

つき賃チシサ文 尤イ升二付

明治元辰

十二月十六日改

三本店御台所様

賄方上役野沢治郎兵衛勤居

〔貼紙〕
明治四未十二月改

倉 利助

外ニ廿三日 善財餅

正月三ケ日

但イ升

五人掛ケと見テ

当時出入方込

十二月廿三日 四日 四十人
正月三ケ日 四日 一日八升

〆三斗式升

惣〆カ斗ウ升ウ合
(朱書)『エ』

内ウ百又ハ粟用ひ之分引可申事

右之通り毎年家内人数相調し可申事并米買入可申事

一 式升ニ而壹重
土蔵(朱書)『八』
十一組

賄米穴蔵
米踏白庭
〆十組

一 五升ニ而同

荒神社
壹組

一 式升ニ而同

徳蔵院
壹組

一 壹升五合同

稻荷社
数五ツ
神棚其外神々社
八組

一 三合ニ而同

(朱書)『三斗九合』
〆三斗式升九合

(朱書)『式斗六升九合』

右之外十二之餅

餅花

心見餅

〆凡五升
但イ升
十人掛ケ
と見テ

一 節分年男へ祝儀銀イ兩遣し可申事
一 歳暮祝儀

当町年寄

串貝式連

同用人

(貼紙) 塩小鯛拾枚
銀 貳兩

(貼紙) 當時壹軒役ニ付セツ、

九軒役シチ、遣ス

番人友次郎

米五升
錢壹〆三百文

番人へ 上式百文
下三百文

裏町年寄 申貝一連

但し下組也 享和亥暮より止メニ成ル

享和二年戌極月より

同用人

塩小鯛拾枚 此通り改直ス
銀貳兩

髮結實

同 金百疋

扶持米半季分

同 米三斗六升

同番人 米壹斗八合

同上組 銀一兩

用人へ

一 附立廿五日頃いたし可申事

但年内中入用紙聞合其積りを以付立可申候

一 清帳紙相拵可申事

一 節分禁中御神楽料支配人へ相渡し可申事

但

銀シセ、 三井八郎右衛門店と認ル

御豆大坂店へ下料物左之通

豆 三拾包 十二銅

洗米 拾包 五拾銅

チ舟エシセ文大坂へ下し立ル

一 男供出入者年暮遣し可申事 祝儀

但 七月之処ニ委ク認有

一 家内銘々正月た葉こ相調へ可申事

但

其時相庭応し候得共

先ハ一斤ニ付マサカ入位 三十五架六分

一 火役駆付銘々給銀遣し可申事

但

拾人仲間へ銀舟セシサ、 百二十五疋

右太左衛門へ相渡ス

一 仕着施取集メ可申事

但

晦日晚会所出し置可申候

布子

皮足袋

雪踏

下帯絹 初元より
角前髪迄

扇子者 なし

但

一 元服之節髮結へ祝儀遣し可申事

但 七月之通

一 正月代礼包銀相拵可申事

但 包銀之上先々名当直ニ認ル

委細書札方に控有

(十二匁)

御霊

(十二匁)

祇園

(貼紙)「シセウ入」

北野能作

御膳料

大繁若経

(貼紙)「チカ入」

(八匁六分)

木島

(十二匁)

金光院

(貼紙)「チカ入」

成願寺

御初穂

護摩料

(貼紙)「金貳朱」

(百匁)

妙寿院

(十二匁)

愛右山

(貼紙)「ツマ入」

延命院

(四匁三分)

佐々木

(貼紙)「ツマ入」

主夜神

(貼紙)「ツマ入」

是住院

御札料

(貼紙)「マ、」

御膳料

(貼紙)「チカ入」

(貼紙)「マ、」

(後筆)

改ツマ入

(三匁)

徳蔵院

(貼紙)「金舟疋」

松林院

(貼紙)「ツマ入」

東陽院

(貼紙)「マ、」

御札料

(貼紙)「チカ入」

(貼紙)「チカ入」

(後筆)

改セ、

(貼紙)「セ、」

(貼紙)「ツマ入」

地藏庵

頭名神社

(貼紙)「マ、」

御初穂

(貼紙)「イサ入」

被致候節指遣し

可申事

町儀

梅村七左衛門

(二匁)

栗坂文六

杉本伊八

小嶋甚左衛門

廣瀬六兵衛

吉祥院源右衛門

西院六郎兵衛

(下紙)

大便代エシサ、

小使代シウサ入ツ、

右際□迄ニ請取可申候

「右大小便代下直難詰義ハ□而評定致居候得共、西之岡村大坂京都之間ニ付、自然両店評判ニ抱り可申哉、差控段々延々相成居候処、当節御一新之折柄ニ付、香ノ物又ハくき之下仕ニ而も持参候様駈合候而ハ如何御座候哉、此段御相談申上候付り向崎親類るい

丁子屋利助こやし商売被致居半減丈ケニ而も訳テ

呉候様被願出居候」

一 惣用へ箸紙拵させ可申事

但

主中様分 杉原水引ニくくり

惣用者 仙過也

一元朝より入用出し置候分左之通

俗衣 手拭 十五

古取替

掛手拭 屏風片 鳩也

礼帳 硯箱

上下式具 茶道具類

たはこ盆 きせる

掛物

(以下後筆) 北野上成坊挨拶出ス

一 南都春日社日参例年橋井利右衛門殿より取替被置候棧錢并

御神薬料左之通

一 南鐮一片

京本店
一ヶ年日参料

一 錢三百文

正五九月
御神薬料
京本店分

舟文ツ、

一 錢三百七拾式文

江戸本店
日参棧錢

一日イ文ツ、

一 錢三百七拾式文

同芝口店
右同断

但し江戸両店とも
振下し可致事

但し閏月在之候ハ、
三十九
セシツ文増候事

右之通毎年無失念差下し可申事

(貼紙) 未極月

一 土佐小半紙 午年十五末
未年十五末

五束 役所掛り役へ 四束 支配人衆 壹束 賄方

壹束 伊文替

甘束 別宅中

上嶋 中塚 橋井 横江 □ 紙式折
四軒 七、 式組遣ス

(茶白三丁半)

式百式拾匁五分

式百貳拾四匁五分

蛭子講之節
旦那様共付子供男二も

櫃張庭

店々下供 是ハ飯台
道具屋勘七参り候ハ、

小遣方 焼物台引なし

(余白一丁)

(裏表紙)
「賄方」